

令和5年第1回  
千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和5年3月 2日

閉会 令和5年3月23日

千早赤阪村議会

令和5年第1回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和5年3月2日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

5番 平 田 常 信

5. 署名議員

4番 徳 丸 初 美

6番 田 村 陽

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長兼福祉課長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 3号 監査委員の選任について

日程第 5 議案第 21号 千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例制定について

日程第 6 議案第 6号 千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例の改正について

日程第 7 議案第 20号 財産の処分について

日程第 8 議案第 4号 千早赤阪村退職手当基金条例制定について

- 日程第 9 議案第 5 号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 4 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 4 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達していますので、令和5年第1回千早赤阪村定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 皆様おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大から3年が経過する中、政府は感染症法上の位置づけにつきまして特段の事情が生じない限り5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけるとともにマスクの着用につきましても3月13日から新たな指針を適用し、屋内外を問わず個人の判断に委ねることを基本とすることなど今後の感染症対策が大きく変化いたします。村といたしましても必要な感染対策を取りつつ公共施設の利用方法の見直しや行事、イベントの平常化を進めてまいります。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、人事案件1件、条例案件7件、補正予算5件、令和5年度当初予算5件、その他1件の計19件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千福議長 次に、2月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る2月24日に開催しました議会運営委員会において今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査いたしましたので、ご報告いたします。

本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第3号から議案第21号の19議案でございます。

審議方法については、議案第3号、議案第6号、議案第20号、議案第21号の4議案は本会議において審議することに決しております。議案第4号及び議案第5号、議案第7号から議案第14号までの10議案は所管の常任委員会に付託することに決しております。

次に、議案第15号から議案第19号までの5議案を一括議題とし、村長の提案説明を受け、総括質疑をしたのちに当初予算特別委員会を設置して審議することに決しております。

また、今期定例会の会期は本日3月2日から3月23日までの22日間と決しておりますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番徳丸議員、6番田村議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月2日から3月23日までの22日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第3、諸報告を議題とします。

南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和5年2月8日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会の開催結果として提出議案の取扱いなど確認事項の報告ののち、事務局から第1清掃工場基幹的設備改良工事の進捗などが報告されました。

続きまして、本会議では以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、1番、報告第1号組合議会議員の異動については、河南町から福田太郎議員、太子町から辻本馨議員が組合議会議員に就任された旨の報告がありました。

2番、選挙第1号組合議会副議長の選挙については、副議長が欠員となっていることから、太子町選出の辻本馨議員が指名推選により選出されました。

3番、承認第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和5年4月1日から地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることなどから、富田林市に準じて令和4年9月30日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

4番、承認第2号南河内環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、承認第1号と同様、地方公務員の定年が引き上げられるため、富田林市に準じて令和4年9月30日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

5番、承認第3号南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正が令和4年10月1日より施行され、併せて地方公務員の定年が引き上げられることから、富田林市に準じて令和4年9月30日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

6番、承認第4号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、前述同様に地方公務員の定年が引き上げられることなどから富田林市に準じて令和4年9月30日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

7番、承認第5号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和4年の人事院勧告に基づき国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、一般職給料表における初任給及び若年層の給料水準の引上げ及び勤勉手当支給月数を0.1か月分引き上げる改定について富田林市に準じて令和4年12月26日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

8番、承認第6号令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与改定及び職員の異動等に伴う人件費の増減額を措置するため、歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、総額を22億5,302万4,000円とする補正予算について令和4年12月26日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

9番、議案第1号南河内環境事業組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報保護制度の一元化等により個人情報保護法が改正されたことに伴い、地方公共団体においても令和5年4月1日より同法の適用を受けるため開示に係る手数料など法律の施行に必要な事項を定めるもので、原案のとおり可決されました。

10番、議案第2号令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、電

気料金高騰に伴う光熱水費の増額や第1清掃工場基幹的設備改良事業費等の事業費確定に伴う減額措置するため、歳入歳出それぞれ3,469万6,000円を減額し、総額を22億1,832万8,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

11番、議案第3号令和5年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を57億7,100万3,000円と定めるもので、原案のとおり可決されました。予算の概要としては、歳入では分担金及び負担金が22億989万1,000円で、前年度比3億3,915万3,000円の増、次に使用料及び手数料は8,349万7,000円、国庫支出金は13億6,887万3,000円、財産収入は301万2,000円、繰入金は4億845万2,000円、繰越金は4,800万円、諸収入は17万8,000円、組合債は16億4,910万円、次に歳出では、議会費は372万1,000円、総務費は7,542万7,000円、衛生費は55億153万5,000円で、内訳として、ごみ処理費が51億9,600万円、し尿処理費が3億553万5,000円、次に公債費は元金、利子合わせまして1億7,532万円、予備費が1,500万円。

以上が、組合の令和5年度予算の概要でございます。

12番、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、令和4年7月から12月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことです。

13番、なお、議員提出の追加議案上程がございました。議員提出議案第1号南河内環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてですが、個人情報保護制度の一元化等により個人情報保護法が改正されたことに伴い、地方公共団体においても令和5年4月1日より同法の適用となるものの、地方議会は法の適用除外となり、独自の保護制度を設ける必要があることから、議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるもので、原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではございますが、令和5年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○千福議長 日程第4、議案第3号監査委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第3号は、監査委員の選任についてでございます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

委員の定数は2名で、任期は4年でございます。2名の委員のうち清井浩氏が令和5年3月31日で任期満了となることから引き続き清井浩氏に監査委員をお願いするものでございます。

清井浩氏は、大阪府立大学経済学部を卒業後、民間会社を経て平成9年4月に千早赤阪村議会議員選挙で当選され、以後、平成29年4月まで20年の長きにわたり千早赤阪村議会議員としてご活躍され、議会選出の監査委員としても8年間務めていただきました。その後、平成31年4月1日より識見を有する者として監査委員を務めていただいております。このようなことから、私といたしましては経験が豊富で村政にも精通した清井浩氏が監査委員として最適任者であると考え任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご承認いただきますと任期は令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略します。

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、議案第21号千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

服部議員。

○服部議員 議案第21号千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例制定について、地方自治法第112条の規定により提出します。

令和5年3月2日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員井上浩一。千早赤阪村議会議員徳丸初美。千早赤阪村議会議員平田常信。千早赤阪村議会議員田村陽。千早赤阪村議会議員藤浦稔。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護するため本条例を制定するものです。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第21号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第21号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第6号千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第6号は、千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についてでございます。

本議案は、千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例制定に伴う審査会へ諮問規定の追加や字句修正など所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正する条例についてご説明申し上げます。

1ページをおめくりください。

新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

第2条第2項で法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号、以下「令」という）というのがございます。こちらの分につきましては、条例上、「令」という部分が出てきませんので、削除させていただくものでございます。

続きまして、第11条につきましては、改正前は、法第3章第3節の施策を講ずる場合、その他の場合というふうに非常に分かりづらくなっておりますことから、実施する機関が次の各号のいずれかに該当する場合においてというふうな表現に変更させていただくものでございます。

続きまして、第12条は、先ほど可決されました千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の諮問を受けてということで第3号、第4号を追加するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第6号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては委員会付託を省略します。

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第6号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第20号財産の処分についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第20号は財産の処分についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により700万円以上の不動産の売払いについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。まして提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第20号財産の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、金剛山ロープウェイ及び香楠荘が廃止となったことに伴い、それらの施設で使用していた特設水道が不要となったために財産を処分するものでございます。

売却する財産といたしましては、別紙に記載しております原水槽、浄水場及び配水池で

ございます。

契約の方法は、匿名による随意契約、売却金額は各施設の未償却残高を合算した額、3,507万3,889円でございます。

売却の相手方としましては、大阪府民の森ちはや園地の金剛山山上施設を活用管理する大阪府南河内農と緑の総合事務所所長塩屋泰一でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第20号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田村議員。

○田村議員 ただいま議案第20号についてご説明伺ったところでありますけれども、特設の水道施設のうち売り払わない施設が一部あるというふうに理解いたしました。なぜ全ての施設を売り払わないのかご説明お願いできますでしょうか。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 ご指摘のとおり今回売り払う施設につきましては特設水道施設のうち原水槽、浄水場、配水池の3つでございます。それ以外の給水管及び送水管につきましては、設置が昭和40年と相当古い時期でございまして、かつ図面等も保存されていないことから、府においてそれを引き継ぐことはできないというふうなことで、協議の結果、その図面が存在する施設のみを売り払うこととしたものでございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご説明ありがとうございます。今、ご説明いただいたところによりますと、給水管と送水管については、村のほうに所有権が残ることになりますけれども、来年度以降、それら村に所有権が残る施設でトラブル等が発生した場合、使用者である大阪府、それとも所有者である村、このどちらがその費用を負担することになるのかお伺いいたします。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 令和5年度以降は所有権の有無にかかわらず維持管理や修繕等に要する経

費につきましては大阪府のほうで負担していただくということになっております。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。府が費用を負担するということですが、何かその裏づけというようなものはありますでしょうか。また、この予定される撤去工事の際に当該水道を村が使用するという事は可能なのでしょうか、お伺いいたします。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 特設水道施設の維持管理及び修繕等に係る費用負担につきましては、責任の所在を明確にするために覚書を大阪府との間で締結する予定としております。また、その覚書の中で先ほどありました撤去工事の際に村がその水道を使えるかということにつきましても規定するというふうに考えております。

以上でございます。

○千福議長 よろしいですか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ほかにないようですので、質疑を終結します。

これより議案第20号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第4号千早赤阪村退職手当基金条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第4号は、千早赤阪村退職手当基金条例制定についてでございます。

本議案は、退職手当の資金に充てるための基金を設置するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第4号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第5号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第5号は、千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和4年4月、公職選挙法施行令の一部改正により国会議員の選挙における選挙運動に関し選挙運動用自動車の借入れ代及び燃料代、選挙運動のビラの作成及び選挙用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い本条例の所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第5号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第10、議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第7号は、千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてでございます。

本議案は、府制度の助成対象の範囲の改正に伴い村条例の規定の改定を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第7号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第8号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第8号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、出産育児一時金の支給額の全国一律での引上げに伴い、これに準じた村国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第8号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第12、議案第9号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第9号は、千早赤阪村地域公共交通協議会条例の一部改正についてでございます。

本議案は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行され、地域公共交通網形成計画に代わり地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通計画の作成が努力義務化されたことなどから、本条例の所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第9号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第10号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第10号は、令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ16万2,000円を追加いたしまして予算総額42億3,336万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては村税、地方交付税等の一般財源及び国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴う増減などの補正でございます。

一方、支出につきましては、退職に伴う職員人件費の増額や時間外勤務による会計年度任用職員人件費の増額、公共施設等整備基金積立金の増額、障害者の訓練等の給付見込額の増による扶助費の増額、介護保険特別会計繰入金の増額、各種令和3年度国庫負担金の額確定による返還金の増額、特設水道施設及びくすのきホールの電気代増額のほか決算見込みに伴う不用額の減額などがございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第10号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第11号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第11号は、令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ180万6,000円を減額いたしまして予算総額を8億5,210万1,000円とするものでございます。

主なものにつきましては、歳入は府支出金や繰入金の減額、歳出は実績見込みに伴う総務費、保険給付費、保険事業費など不用額の減額及び過年度分の補助金に係る返還金などの増額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ7万5,000円を減額いたしまして予算総額を3,765万1,000円とするものでございます。

主なものにつきましては、歳入は繰入金及び諸収入の実績見込みに伴う増額または減額、歳出は実績見込みに伴う減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第11号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第15、議案第12号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第12号は、令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,934万3,000円を追加いたしまして予算総額を6億1,641万円とするものでございます。

歳入の主な内容でございますが、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金など特定財源の増減及び前年度繰越金の増額に伴う基金繰入金の減額などでございます。

歳出につきましては、総務費の不用額減額及び保険給付費の増額などでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第12号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第16、議案第13号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第13号は、令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。歳入歳出それぞれ316万1,000円を減額いたしまして予算総額を1億4,218万円とするものでございます。

主なものにつきましては、歳入は保険基盤安定繰入金の確定による減額、支出は広域連合給付金の確定による減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第13号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第17、議案第14号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第14号は、令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3

号) についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2, 299万5, 000円を減額いたしまして予算総額を2億3, 781万6, 000円とするものでございます。

主な内容でございますが、汚水管渠布設工事などの決算見込みによる不用額の減額によるものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第14号は、文教建設常任委員会に付託します。

ここで15分間の休憩を行います。

11時00分から再開しますので、よろしく申し上げます。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第18、議案第15号令和5年度千早赤阪村一般会計予算から日程第22、議案第19号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の5議案を一括議題とします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

南本村長。

○南本村長 では、ちょっとマスク失礼します。

ただいま一括上程されました議案第15号から議案第19号までは、令和5年度の一般会計及び特別会計予算でございます。提案申し上げるに当たり村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様への村政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威は依然として続いておりますが、村民の皆様のご理解とご協力により希望する全ての対象者の方へワクチン接種を順調に進めることができました。医療関係者の皆様をはじめ感染拡大防止にご尽力いただいている全ての方々に改めて深く感謝申し上げます。

さて、国はデジタル社会形成に向けた施策を迅速かつ重点的に推進するためデジタル庁を創設し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を基本ビジョンに掲げました。本村においても人口減少が進む中、これまでと変わることなく行政サービスを提供していくには行政のデジタル化を大きく加速させ、事務の効率化を図っていかねばなりません。

ません。村民目線に立った利便性の向上を図るため「いつでも・どこでも・暮らしを安全・便利に」、「ICTを利用した行政の効率化」、「課題解決に向けた新たな価値の創造」を推進してまいります。

また、地域活性化・交流拠点整備に関するワークショップ等を開催し、そこから生まれたコンセプトを核として周辺施設、観光資源、交流人口、関係人口を創出するため、令和7年をめどに楠公誕生地周辺における拠点整備に向けた検討を進めてまいります。

さらに、2050年までに村全体の温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルに向けた取組を進めてまいります。また、Uターン、Iターンの若い世代が働ける企業の誘致に向け取り組んでまいります。

それでは、令和5年度予算につきまして申し上げます。

まず、直近の令和3年度決算に触れさせていただきますと、自主財源の要である村税は僅か全体の14.1%と依然として低い状況が続いています。したがって、地方交付税や地方債等に依存せざるを得ず、自立的な行財政運営の持続という点では相当厳しい状態になっています。

また、新庁舎の建設や自然災害等に備えた防災対策、農林業振興事業をはじめ第5次千早赤阪村総合計画に掲げる事業を実現するためには多額の費用を要します。令和5年度の予算編成は、このような状況を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応しながら、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、限られた財源を効率的かつ効果的に配分しました。

主な予算としましては、昨年度に引き続き新庁舎に関する経費を計上しているほか、安心・安全の推進として防災備蓄倉庫整備事業経費や消防広域化事業経費、また持続可能な自立した村づくりとして行政のデジタル化推進事業経費、農林業施策の推進として農林業振興事業経費等を計上いたしました。令和5年度の当初における一般会計は対前年度比2.3%減の36億8,295万円となっております。特別会計の総額予算は19億2,580万2,000円で、一般会計及び特別会計の総額は56億875万2,000円となりました。

それでは、令和5年度に取り組む主要な施策について、第5次千早赤阪村総合計画におけるむらづくりの基本目標の5つの基本柱に沿ってご説明させていただきます。

まず、基本柱1、「子育て・健康・医療・福祉～子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら～」についてです。

子育て支援の推進については、包括的な支援体制を構築するため母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点を再編し、新たに令和6年度に設

置予定の子ども家庭センターの準備を進め、子どもを安心して産み健やかに育てる切れ目のない相談支援体制をさらに強化し、様々なニーズに対応します。

子育て支援拠点ひまわりについては、これまでどおり子育て世帯に寄り添う相談支援を行います。

子ども医療費助成制度では、高校3年生相当年齢までの対象を継続し、子どもの健全な育成と子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

幼児教育では、公私連携幼保連携型認定こども園と村小学校が就学前の子どもの情報を共有するなど一体的な幼児教育・保育に努めます。今後もよりよい提供体制の整備や国基準に村独自の上乗せをした幼児教育・保育の無償化施策を継続し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

母子保健では、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金により、全ての妊婦・子育て世帯に寄り添い、出産育児に係る一貫した支援体制の確保を図ります。これらの施策を推進し、「安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら」を目指します。

健康増進・疾病予防の推進については、各種健診や予防接種の周知、勧奨、各種がん検診等の無償化を継続し、疾病予防や病気の早期発見、早期治療に努めてまいります。

国民健康保険診療所では、引き続き地域医療の推進に努めるとともに今後の村の医療体制も含め国民健康保険診療所の在り方について検討いたします。これらの施策を推進し、「心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら」を目指します。

福祉の充実については、関係部署の積極的な連携による重層的な支援体制の構築により相談、支援を充実させます。また、互いに協力、連携する意識を高め、地域ぐるみで支え合い助け合える体制を構築し、地域福祉活動のさらなる活性化に取り組みます。

高齢者福祉では、超高齢化社会に対応した福祉サービスや生活支援を引き続き実施します。また、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう介護保険制度の適切な運営や地域包括支援センターを中心とした介護予防事業を積極的に実施し、地域包括ケア体制の強化に取り組みます。さらに、高齢者の健康の保持増進のため、引き続き保健事業と介護予防事業等を一体的に実施いたします。

国民健康保険では、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、大阪府で一つの国保として運営されており、保険料も令和6年度に統一される予定です。村の保険料については、被保険者の経済的な影響を考慮しつつ、基金を活用しながら令和4年度から段階的に引き上げております。これらの施策を推進し、「生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら」を目指します。

次に、基本柱2、「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら

～」についてです。

地域産業の振興については、農業の振興では高齢化による農業者の減少や耕作放棄地が拡大していることから、農地の集約化等に向けた取組を加速することが喫緊の課題です。将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定するため農地所有者に対し意向調査を実施いたします。また、継続的な農業経営ができるよう農道整備や水路の修繕等、農業用施設の整備と台帳整備を進めてまいります。さらに、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため鳥獣被害対策実施隊の活動支援と農家が自ら行う被害防止柵の購入費用を補助いたします。

林業の振興では、所有者の調査や境界の確認等を進めるため、令和5年度より新たに森林経営管理制度に取り組みます。また、台帳の整備と整備計画の策定により計画的に林道整備・補修を進めていくとともに、引き続き森林環境譲与税を活用し、林業事業体等に対し条件不利地域での切捨て間伐補助金や間伐材の搬出補助金を増額し、健全な森林環境整備を進めてまいります。また、おおさか河内材の魅力を大阪府内外に発信するため、近隣市町と連携し、積極的なPRに努めます。

商工業の振興では、富田林商工会や大阪府、南河内地域の市町と連携を図り、創業・起業を目指す方を対象としたセミナーを実施するなど起業支援を推し進めてまいります。これらの施策を推進し、「地域の恵みが活きる元気なむら」を目指します。

観光・交流の促進については、村の観光資源の一つである「楠公さん」を大河ドラマに誘致する署名活動を積極的に進めるとともに観光協会をはじめ近隣市町とも連携し、にぎわいづくりと魅力の向上に取り組み、「何度も来たいと思う、人がつながるむら」を目指します。

移住・定住の促進については、村民の皆様が安全に村に住み続けられるように新築マイホームの取得、空き家改修に係る費用の補助を引き続き実施し、空き家化を未然に防止するとともに利活用を促進させ、「住みたい・住み続けたいむら」を目指します。

次に、基本柱3、「教育・文化・生涯学習・人権～心の豊かさをはぐくむむら～」についてです。

学校教育の推進については、子ども一人一人の生きる力の基礎を養うため、小規模校の特色を生かし、学力の向上と教育力を充実させ、確かな学力とともに豊かでたくましい人間性や健やかな体を育む教育に取り組みます。小・中学校においてGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習活動の促進に取り組みつつ、令和4年度に引き続き連携協定を締結している大阪教育大学から情報教育推進コーディネーターを招聘し、教職員に対する具体的な指導、助言をいただくことで情報教育を推進してまいりま

す。

外国語教育では、引き続き小学校から中学校までつながる英語教育を推進するため体験型英語教育事業の充実を図ります。また、英語検定3級相当の学力を身につけることを目的に中学生の英語検定料の助成を継続いたします。

学校給食では、給食を通じた食に関する指導を実施しつつ、地場産物の活用も高めながら安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに学校給食費の無償化を継続して子育て世帯を応援する施策を推進いたします。これらの施策を推進し、「未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら」を目指します。

社会教育の充実については、施設の安全管理対策など適切な維持管理に努めてまいります。また、地域の歴史や文化について学びを深める生涯学習講座、関係団体、地域と連携した文化、スポーツ事業等の施策を推進し、「生涯学び、楽しむことができるむら」を目指します。

歴史文化の保存、活用については、郷土資料館における新たな企画展や日本遺産である葛城修験を活用した観光施策を推進し、「歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら」を目指します。

人権の尊重については、村民一人一人が人権を尊重することを正しく認識し行動できるよう人権教育、人権啓発を推進するとともに多様化、複雑化する人権課題に対応するため人材育成に努めながら「お互いに尊重し合えるむら」を目指します。

次に、基本柱4、「安全・安心・生活基盤・環境～自然と共生する住みよいむら～」についてです。

安全・安心の推進については、令和4年度に新庁舎の1期工事が竣工し、役場機能の一部が移転いたしました。令和5年度には第2期工事の竣工を予定しています。引き続き村民の皆様が安全・安心して利用できる庁舎の早期完成を目指します。

災害対策では、自然災害や南海トラフ震災等を想定した資機材、備蓄品を格納できる新たな防災備蓄倉庫を建設します。また、災害時の迅速かつ的確な情報発信、伝達機能を確保、充実するため、電子メールやSNSを活用した情報発信システムを整備いたします。加えて、防災用ドローンの運用方法の確立、本格的な総合防災訓練の実施及び自主防災組織の活動の活性化を図るなど村及び各地域の防災力の向上に取り組んでまいります。さらに、村民の皆様の被害軽減を目的とした住宅の耐震診断、設計、改修費用、耐震性の低い不適切住宅の撤去費用の一部を引き続き助成いたします。

消防対策では、引き続き富田林市消防本部をはじめ関係機関と検討協議、調整を重ね広域化を目指してまいります。また、総合防災訓練等の場を通じて千早赤阪村消防団の活動

を積極的に支援いたします。

防犯対策では、犯罪の未然防止に有効な村内13か所に設置した防犯カメラの適切な維持管理に努めます。

これらの施策を推進し、「安全・安心に暮らせるむら」を目指します。

生活基盤の維持と充実については、水道事業では大阪広域水道企業団と連携を図り将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

公共下水道事業では、施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに下水道処理区域外についても合併処理浄化槽の設置補助による水洗化を積極的に推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上に努めます。

下水道事業の経営面においては、経営状況を明確化するため公営企業会計制度の導入を進めてまいります。

村道整備では、老朽化した路面の舗装改修等、適切な維持管理に努めるとともに、村道以外の生活道路に対する整備補助を引き続き実施し、日常生活の利便性向上を図り、生活環境の改善に努めてまいります。

交通安全対策では、老朽化している道路反射鏡の修繕を計画的に進め、交通環境の整備に取り組みます。

地域公共交通では、将来にわたって誰もが利用できる交通体系の構築に向けて引き続き公共交通利用料助成事業を実施するとともに住民等の移動ニーズへ対応できるよう、まちづくりや観光振興等、他の施策と連携し、かつ持続可能な地域公共交通の実現を目指し、地域公共交通計画を策定いたします。これらの施策を推進し、「便利で安全な生活基盤のあるむら」を目指してまいります。

自然・環境との共生については、環境負荷の少ない地域づくりを推進するため、引き続き再資源化できる有価物を回収している団体に対し奨励金を交付するとともにプラスチック等の資源ごみ分別啓発を進め、燃えるごみの減量化と資源の有効利用を推進し、「快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら」を目指します。

次に、基本柱5、「協働・行政経営～協働と参画による自立したむら～」についてです。

「協働と参画のむらづくり」については、地域が抱える課題を地域自ら解決する際の支援策として引き続き地域活動等総合補助金交付事業を実施いたします。また、令和4年度に実施した地域ごとのタウンミーティングを引き続き実施し、地区の皆様と一緒に地区のことを考え、地区の課題を解決するために地区でできる取組は地区の皆様が主体で取り組み、その取組を村が支援をいたしていきます。さらに、村を次世代につなぐため、「千早

赤阪村の未来について考える」をテーマとした二十歳のミーティング等を開催し、今後の千早赤阪村を支えていく若い世代の方々が行政に参画できる機会をつくり、「みんなでできることを考えるむら」を目指してまいります。

「持続可能な自立したむらづくり」については、自治体DXでは国の地方創生人材支援制度等を活用した外部人材の登用を積極的に行い、村民、事業者の皆様が来庁せずとも申請、予約ができる手続の範囲を広げ、「行かない」、「書かない」、「待たせない」役場づくりを進めるとともに、高齢者等を中心とした情報通信機器の利用が苦手な方、情報通信機器を持っていない方に対して日常的に楽しみながらスマートフォンを活用できるようスマホ道場などを開催いたします。役場内簡易郵便局の運営や住民票等の証明書の電話予約による休日交付、村税・国民健康保険料等のコンビニ収納やスマートフォン決済を引き続き実施するとともに、村が独自に導入する電子システムを用いて住民サービスの向上、行政運営の簡素化、効率化を図ります。

また、第5次千早赤阪村総合計画の重点施策を推進するに当たり、村民、地域団体、事業者、行政等で構成するまち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、施策の方向性や事業案、自己点検結果等について広く関係者と意見交換を行います。

これらの施策を推進し、「持続可能な自立したむら」を目指してまいります。

シティプロモーションの充実については、地域活性化起業人制度を活用し、民間のノウハウを取り入れることによって村広報、ホームページやSNS等の情報発信力を向上させることで「みんなが知りたい、みんなが知っているむら」を目指します。

以上が今議会にご提案しています令和5年度当初予算と施策の概要でございます。

村には多くの問題が山積しています。しかし、問題を課題と捉え、解決できる仕組みづくりを行い、千早赤阪村総合計画を形骸化させることなく、この難局を村民の皆様と一緒に乗り越えられるよう村政運営に全力で取り組んでまいりますので、皆様方のお力添えを賜ることを申し上げ、私の所信の一端といたします。ありがとうございます。

○千福議長 続いて、議案第15号から議案第19号の一般会計及び特別会計予算について詳細説明を求めます。

赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第15号令和5年度千早赤阪村一般会計予算から議案第19号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の概略説明のほうを申し上げます。

予算書をご覧いただきたいと思います。

まず、議案第15号令和5年度千早赤阪村一般会計予算でございます。

1ページをお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,295万円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、委員会のほうで予算附属説明資料によりご説明を申し上げます。

第2条は債務負担行為をすることができる事項について、第3条は地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

6ページをお開きください。

第2表債務負担行為のふるさと応援寄附金事業でございますが、寄附額によって委託料が変動するため限度額をふるさと応援寄附金事業等に伴い事業者に支払う経費として定めるものでございます。

次の役場及び保健センター清掃委託業務は、役場及び保健センターの清掃委託業務に係る経費でございます。

次に、地域公共交通利用料助成事業は、事業における事業者を支払う助成金でございます。

続きまして、第3表の地方債は、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料としまして108ページから115ページに給与費明細書債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただけますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算でございます。

119ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,799万7,000円、診療施設勘定の歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ2,726万4,000円と定めるものでございます。同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、こちらにつきましても予算委員会のほうでご説明を申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を事業勘定は3,000万円、診療施設勘定は500万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算の説明資料としまして156ページから159ページ、こちらに給与費明細

書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、議案第17号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計予算でございます。

161ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,035万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算書の説明資料といたしまして190ページから194ページに給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第18号令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

195ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,825万4,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第19号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算でございます。

207ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,193万1,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めております。

211ページをお開きください。

第2表の地方債でございますが、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料としまして226ページから235ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

以上、概略説明とさせていただきます。

○千福議長 これより5議案に対する総括質疑に入ります。

第1番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。平政会を代表して総括質疑をいたします。

まず、楠公誕生地周辺における地域活性化交流拠点整備事業についてお伺いいたします。

楠公誕生地周辺における地域活性化交流拠点整備は南本村長の重点政策であると認識しているところでございます。令和4年度では調査研究の予算を計上されておりましたが、議会には調査研究の状況報告がありません。まず、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

また、村政運営方針ではワークショップ等を開催し、そこから生まれたコンセプトを核として検討を進めていくとございます。他方、実施計画では、令和4年度にワークショップなどで検討したコンセプトを核として検討するというふうであり、令和4年度にワークショップを実施したのか、それとも次年度新たに実施するのか、はっきりいたしません。核となるコンセプトが生まれているのか、それとも生まれていないのか分からないという何とも心もとない状態であります。村政運営方針が誤っているのか、実施計画が誤っているのか、ワークショップは行われたのか、それとも行われていないのか、はっきりとしていただきたいと思っております。

次に、村診療所についてお伺いいたします。

以前、全員協議会で発熱された患者を拒否することなく快く受け入れる体制の実現を私もより要望しておりますが、この点について改善されているのかお伺いいたします。

続きまして、農業振興についてお伺いいたします。

令和5年度予算では農業用施設整備事業費として2,250万円計上されるなど前年度予算と比較して農林水産業費は41.6%の増、商工費は91.2%の増と大幅な上昇となっております。昨年12月議会における私の一般質問、農業への支援は十分と言えるかにおきまして本村の農林水産業費及び商工費は類似団体と比較して著しく少ないということ指摘させていただきましたが、次年度予算に積極的に反映していただいたと感謝しているところでございます。

さて、令和5年度は地域計画策定に向けて意向調査をされるとのことですが、後継者がいないために農地ではなくほかの用途への転用や転用を目的とした売買を希望される農家が増えているように思われます。農地法などにより農地の転用や売買は困難であるということは承知しておりますけれども、耕作放棄地化並びに遊休農地化する前に有効活用できる具体的な方策はないのか、お考えをお伺いいたします。

次に、公共交通についてお伺いいたします。

村政運営方針では持続可能な地域公共交通の実現を目指すとありますが、それとは裏腹に金剛バス、南海バスともに減便されるなど、年々持続が難しくなっているというのが実

情であります。民間企業にとっては利用者減少による減便は致し方ないことなのかもしれませんが、高齢化が進む本村にとってバス路線の減便は看過できるものではありません。バス路線の減便に対し村として対策は取れないものでしょうか。また、近隣市町と連携した取組も必要かと思われませんが、その点いかがでしょうか。

続いて、タウンミーティングに関して質問させていただきます。

昨年村長はタウンミーティングと称して各地区を回っておられます。最近話題の「聞く力」を発揮しておられるようですが、各地区でのタウンミーティングにて村長は奉建塔周辺の農地を村が用地買収する、八尾空港と村を結ぶ空飛ぶ車の発着場所にする、ヘリポートを設置する、村の木材で施設を整備するなど、この議会の場では聞いたこともないようなプランを述べられていると伺っております。タウンミーティングでは何とも積極的な発言をされているようですが、予算上の裏づけは、これはあるのでしょうか。また、年度後半からタウンミーティングを行われておりますが、年度後半からだと予算編成に辛うじて間に合う地区もあれば間に合わない地区もあり、公平性が担保されないのではないかと感じるように感じます。なぜこのような日程にされたのか理由をお伺いいたします。

次に、村長給与についてお伺いいたします。

毎回お伺いしておりますが、南本村長が配布されたビラにははっきりと「村長の給与と退職金を見直し減額します」との記載がございます。確かに退職金は減額されましたが、給与が減額されたとはいまだお聞きしておりません。ほかの公約は村長の思いだけでは実現が難しいということもあるかと思いますが、村長給与は村長の一存で決定できるはずで、給与の削減は行われるのか、改めてお伺いいたします。

地域活性化起業人についてお伺いいたします。

昨年予算化された地域活性化起業人ですが、導入が遅れ、ようやくこの1月に就任となりました。次年度はさらに予算が大幅に増額されているようですが、今のところ一体どのような効果が出ているのか全く見えておりません。いえ、それどころか、就任された方の顔すら私ども、まだ直接拝見しておりません。現在の進捗状況と事業の展望をお聞かせください。

最後に、南本村長の政治姿勢についてお伺いいたします。

南本村政も3年目を迎えることとなりました。来年は村長選の年ということで、骨格予算となります。本格的な予算組みという意味では次年度予算が最後になりますので、ついに南本改革が姿を現すのかと期待しておりました。しかし、蓋を開けてみればほぼ昨年どおりの予算組みで、改革どころか目新しい部分を探すほうが難しいというようなありさまです。村長は一体どういう思いで村長になられたのでしょうか。村を変えるために村長に

立候補されたのではないということなのではないでしょうか。昨年度の総括質疑でも同様のことをご質問させていただいておりますが、私はいまだに村長がどういう思いで村長になられたのか見えてまいりません。村長が就任されて一番大きな変化は、もしかすると村広報における村長写真の掲載回数なのではないかとすら感じるところでございます。また、これも昨年指摘させていただいたことなのではあります。新規事業もほぼ全て単年度予算かつ総合計画に記載がないものばかりで、かねてから指摘しておりますような戦略性や計画性がうかがえない予算組みとなっているように感じます。相変わらず場当たりの村政運営が続いているのではないのでしょうか。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

楠公誕生地周辺における地域活性化交流拠点整備事業については、これまでにグループワークを3回開催し、現在拠点整備を進める上でのコンセプト案の取りまとめを行っているところでございます。計画を進めるに当たっては、プロポーザル方式などにより民間の力を活用しスピード感を持って取り組んでいきたいと考えておりますが、そのためには地権者の方々の協力が不可欠となります。令和7年をめどにしっかりとしたビジョンを持って進めてまいりたいと思います。

次に、国民健康保険診療所の発熱患者の受入れ体制については、従前はかかりつけ患者に限り受け入れておりましたが、令和4年度秋からはかかりつけ医がなくても可能な限り受け入れるよう改善をいたしました。

次に、耕作放棄地、遊休農地の有効活用につきましては、令和6年度までに策定予定の地域計画の策定作業中の中で誰がどのように農地を使用し農地を進めていくかなど目指すべき将来の農地利用の姿を明確化してまいります。また、農業法人などの新規参加者が後継者や担い手がない農地を活用しやすくなるよう必要な取組を進めてまいります。

次に、金剛バス路線の減便への対策については、バス会社に対し改善を要望しているところでございます。近隣市町の連携については令和5年度に策定を予定している地域公共交通計画において検討してまいります。

次に、タウンミーティングについては、未来の村づくりに対する私の考えを説明させていただき、それに対するご意見をお聞きすることを目的に開催しているものであり、特に予算措置はしておりません。また、日程については、地区の方々と調整をした上で決定したものでございます。

次に、村長給料に対しては、現在特別職報酬等審議会においてご審議いただいていると

ころであり、その結果を尊重していきたいと考えております。

次に、地域活性化起業人については、1月から株式会社ぐるなびの社員を受け入れ、地域の食の魅力、課題等の分析、ふるさと納税返礼品の開発などのため村内各所を回り、地域産品の掘り起こしや情報発信ツールの検討を行っているところでございます。また、令和5年度から自治体DXを推進していくため新たにデジタル人材の受入れを行い、民間のノウハウを活用しながら行政のデジタル化を加速させたいと考えております。

次に、私の政治姿勢については、限られた財源の中、特に必要な事業に重点的に配分を行いながら第5次総合計画の基本施策に沿って予算編成を行ったものでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 ここで休憩を行います。

13時00分から再開しますので、よろしく申し上げます。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑、第2番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。村政運営方針について質問をさせていただきます。

限られた予算の中で年々減少する自主財源を考慮しながらの村政運営は至難の業だと考えます。将来を見据え、困難を恐れず努力されていると思いますが、やはり村の人たちとしては一定の目標ビジョンが見たい、また欲しいのが実情だと思います。タウンミーティングなどを実践され少しずつ前へ進んでいることは見えておりますが、先々の希望と申しますか、目指すべきものが見えてこないのが残念だと感じております。可能性を探るといふ観点から楠公誕生地周辺の調査等を行い現在の状況は不明であります。その先に見据えるものについてはどのように考えておられるのか、その一端でもお聞かせ願えればと思います。

企業誘致については、若い世代が働ける企業とのことでありますが、以前村長が発言されていた公害のない安心・安全な企業でしょうか。また、ターゲットとされる業態などはあるのでしょうか。昨年からの少子・高齢化についての議論が活発化し、村としては村長の公約にもありました事業が形になり国を先行する施策はありがたいと思います。また、重層的支援体制の構築に向け進められていることも感謝申し上げたいと思います。

子育て支援拠点のひまわりにつきましては、おおむね高い評価をいただいているようでうれしいことでもあります。このひまわりに集っておられる若いお母さんのご意見で村内に

小さいお子さんを連れて車で安心して行ける公園がないとのご意見や歩道がないとのご意見をいただきました。公園整備や村道の歩道整備についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

また、関連することではありますが、健康の増進についての考えをお伺いします。疾病の予防も大事ですが、高齢化が進む本村では健康で長生きするための施策も必要ではないかと考えます。現状では自主的に活動しておられる体操などのグループへの支援のみのものでありますが、他の自治体が実施をされていますボランティアの活動をしたり、また歩いたり体操をするなど、積極的に運動をされた方にお買物に使えるポイントを付与して楽しみながら健康になるような仕組みを活用した住民、福祉、ボランティアと連動した事業の導入はどうか。

国民健康保険診療所及び千早地区の診療所の在り方につきましては、住民さんの思いに寄り添い考えていただきたいと思います。

地域福祉活動につきましては、高齢化が進み人材確保も難しい昨今ではありますが、地域の方が自分事、また主体者として活動できるよう指導、また教育を含めきめ細かくサポートをお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

地域産業の振興については、少子・高齢化により後継者不足が例に漏れず問題になっておりますが、様々な行政にしかできない施策を実行しつつ、実験的試みも必要かと考えます。若者議会、また子ども議会を開き、未来の宝に自分たちの考えを発表してもらい、また興味を持ってもらう機会などにすることなどはどうか。50年、また100年先のことを自由に語る機会を提供し、向かうべき方向性を探るヒントとしてはどうか。また、産官学連携による施策の推進については、あらゆる分野で積極的に行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

学校教育については、小規模自治体であることを生かし、きめ細かい対応をお願いしたいと思います。現在も他自治体と比較すると高いレベルにあると認識はしますが、さらに深く国をリードするような実験的試みで不登校の子どもさんや様々な困難な状況にあり見過ごされてしまうような子どもさんたちに政府が推進するSDGsの理念を生かし、全ての子どもたちが村で学んでよかったと思える運営をお願いしたいが、いかがでしょうか。

歴史文化の保存、活用に関しましては、国の史跡が複数あるにもかかわらず、依然として有効利用ができず、整理もおぼつかないのが残念でなりません。楠公史跡保存会をはじめ自主活動されている団体との連携や村として学芸員の配置等の考えはないのでしょうか。

安全・安心の推進につきましては、新庁舎もさることながら地道に推進をしていただい

ている地域の防災、自主防災組織についてですが、地域差が大変にあり、実に大変な労作業ではありますが、高齢者が多い村では命を守る大事なことですので、時に臨機応変な対応で迅速に対応していただき、早期の体制構築と訓練の実施をお願いしたいが、いかがでしょうか。

公共交通に関しましては、唯一バス路線があり運営をされていますが、日常の足としては満足いくものではなく、最近では経営の悪化からか様々な苦情を聞くことが多くなっており、長年の課題に拍車をかけている状況です。予算では地域公共交通計画策定の予算を計上されていますが、大まかなビジョン等はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

環境問題につきましては、昨今プラスチックごみの問題が浮上しております。現状では回収されたプラごみを焼却しているとの現状も聞き及びます。カーボンニュートラルの問題も踏まえ考えを伺いたいと思います。

自治体DXについては重要な課題だと認識をしますが、いわゆるデジタル難民について支援をされるとのことですが、継続してでき得る限りマンツーマン指導で行い、どの程度までの支援を想定されているのか伺いたいと思います。

最後になりますが、既成概念にとらわれず、失敗を恐れずに挑戦し、のちの世代にあのときの判断がよかったと言われるような村政をお願いし終わります。よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

楠公誕生地周辺の調査については、グループワークをこれまでに3回開催し、現在今後の基本計画策定に向けてのコンセプト案を取りまとめを行っているところでございます。人が集いにぎわいのある拠点整備により千早赤阪産のブランド価値を高めていきたいと考えております。計画を進めるに当たっては、地権者の方々の協力がどうしても不可欠であり、令和7年をめどにしっかりとしたビジョンを持って進めてまいります。

次に、企業誘致につきましては、私は以前から臭い、汚水、騒音のない企業を誘致したいと申し上げています。トップセールスで様々な企業とお話をさせていただいており、複数の問合せがございます。今後とも地権者の方々との協力を得ながら地区計画の策定を進めてまいります。

次に、農道の歩道整備については、その道幅が狭いため困難な状況が現状でございます。また、村内に駐車場がある公園を新たに整備することは今のところ考えておりませんが、楠公誕生地周辺整備事業を進めていく中で検討してまいりたいと、そのように考えて

おります。

健康の増進に伴う事業については、村ではご提案の制度導入は今のところ考えておりませんが、大阪府が実施しているおおさか健活マイレージアスマイルの活用を推進してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険診療所及び千早診療所については、村の医療体制に係る議論を十分に行った上で今後の在り方を総合的に判断をしてまいりたいと思っております。

次に、地域福祉活動については、村としてどのようなサポートができるか、村社会福祉協議会と連携をしながら対応を今後してまいります。

次に、地域産業の振興については、中学生を対象としたスクールミーティングや若者を対象にした二十歳のミーティングなど、それ以外のテーマも含め自由に意見を語っていただける場を開催しております。今後ともこうした取組を続けてまいります。

次に、産官学連携については、人口減少や高齢化の進展、後継者不足などの地域課題を解決していく上で非常に重要であり、積極的に今後も取り組んでまいります。

次に、学校教育については、千早赤阪村教育大綱及び千早赤阪村教育方針に基づき子どもたちが村で学んでよかったと思える魅力ある環境づくりに今後も努めてまいります。

次に、歴史文化の保存、活用については、これまでと同様、村の文化財や史跡の保存を行いつつ楠公史跡保存会をはじめとする団体との連携を図ってまいります。また、学芸員については、必要に応じ配置してまいりたいと考えております。

次に、安全・安心の推進については、現在12地区で自主防災組織を結成し、各地区の防災力の向上に取り組んでいただいております。また、万が一の事態に備えるためには継続的な訓練が不可欠であり、各地区での防災訓練を支援するとともに村全体の総合防災訓練にも取り組んでまいります。

次に、公共交通については、令和5年度に交通事業者など関係者と協議をしながら地域公共交通計画を策定してまいります。

次に、プラスチックごみの環境問題につきましては、プラスチックの容器やペットボトルの分別収集などリサイクルの取組をさらに今後進めてまいります。

次に、自治体DXについては、行政のデジタル化を進めていく上でマイナンバーカードの普及に加えスマートフォンの活用が必要不可欠なものとなります。そのため高齢者等を中心とした情報通信機器の利用が苦手な方や情報通信機器を持っていない方に対しまして日常的に楽しみながらスマートフォンを活用できるよう地域活性化起業人制度を利用した民間人材による年間を通してスマホ道場の開催や相談窓口の設置などの支援に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長　ここで議長の職務を副議長と交代しますので、しばらくお待ちください。

○井上副議長　それでは、再開します。

副議長として議長の職務を行いたいと思います。

第3番目の質問者、千福議員。

○千福議長　自民党無所属の会千福清英でございます。会派を代表させていただきまして総括質疑をさせていただきます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染予防対策に奔走された一年だったかと思います。南本村長が陣頭指揮を執り、担当の健康課が中心となり、多くの役場職員が村民のため集団接種を行ってくれました。そのおかげで府内でも村は一番の接種率です。これは村長の子どもから高齢者までの村民の命を守っていくという姿勢による結果かと評価をしております。

また、長年の懸案事項でありました新庁舎建設第1期工事が完了しました。この秋には全て完成する予定です。村の防災拠点とし、災害に強い村づくりをなお一層のこと推進していただきたいと大いに期待をしております。

そこで、このたび村政運営方針を受け村長の思いは十分に私には伝わったものの、これからお伺いします点についてご答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、令和5年度予算では令和4年度に実施した事業を継続または廃止されたものもあるかと思います。予算編成に当たりまして村長は令和4年度の事業についてどのような形で自己評価をされているかを伺います。

次に、令和4年から取り組まれている地域活性化交流拠点整備について今の村にとって必要不可欠な案件かと思います。村政運営方針には令和7年をめどに楠公誕生地周辺における拠点整備に向けた検討を進めるとありますが、令和7年をなぜめどとしたかをお伺いしたいと思います。

次に、第5次総合計画の基本柱1、子育て支援の推進については、包括的な支援体制を構築するため令和6年度に子ども家庭センターの準備を進めるとありますが、今後この子ども家庭センターを発展させ国のこども家庭庁の施策を実施するため村の組織を新たに設置してはどうかと、お伺いします。

次に、第5次総合計画の基本柱4、安全・安心の推進について、災害対策では自然災害や南海トラフ震災等を想定した資機材、備蓄品を格納できる新たな防災備蓄倉庫を建設するとありますが、備蓄可能な数量には限度があります。例えば村民の家庭での食料品等はローリングストック方式を普及促進される必要があります。これについて村長の考えを伺

います。

次に、第5次総合計画の基本柱4、生活基盤の維持と充実で持続可能な地域公共交通の実現を目指すとありますが、村では今後高齢化率が上がり、買物難民も増え、高齢者の足としての地域公共交通の必要性が高まっていますが、村長の考えを伺います。

最後になりますが、昨年9月に村長宛てに私ども自民党無所属の会より令和5年度当初予算等に対しての要望を提出しました。今回の予算にどの程度反映されているかをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○井上副議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

年度途中ではありますが、令和4年度はコロナ対策を第一とし、ワクチン接種や国の交付金を活用しながら村民の皆様の生命、財産を守る施策を中心に組み立てまいりました。その結果、ワクチン接種は関係する皆様のご協力により大阪府内でも非常に高い接種率となるなど、私としては評価できる内容であったと考えております。

次に、地域活性化交流拠点整備については、大阪関西万博が開催され、世界中から多くの人々が大阪を訪れる令和7年をめどにしているものでございます。

次に、こども家庭庁の施策を実施する組織の確立については、本村では児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点事業は福祉課で、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センター事業は健康課で行っておりますが、機構改革での部制設置により、これまで以上に健康分野と福祉分野の横断的な対応が可能な体制としましたので、新たな組織の設置は今のところ考えてはおりません。

次に、ローリングストック方式は、自分の身は自分で守るという自助の一つの方法として効果的だと考えております。引き続きあらゆる機会を捉え普及促進に努めてまいります。

次に、地域公共交通の必要性については、高齢者などを対象とした公共交通利用料助成事業を引き続き実施するとともに地域公共交通の維持に努めてまいります。

次に、当初予算への要望の反映については、要望内容を踏まえ生活道路整備事業補助金及び農業施設整備事業補助金を大幅に増額するとともにコロナ感染者への生活用品の支給、自主防災組織への支援を予算計上しております。

以上、答弁といたします。

○井上副議長 ここで議長と交代を行います。しばらくお待ちください。

○千福議長 続きまして、総括質疑、第4番目の質問者、服部議員。

○服部議員 まず、発言に当たり、マスクを外させていただきます。

改めて、議席番号3番、日本共産党服部幸令。令和5年度当初予算案に当たって村長の村政方針について質問させていただきます。

まず、村政運営方針にも明記されておりますが、自主財源が14.1%と厳しい財源の中、18歳までの医療費助成制度、さらに小・中学校の給食費無償化の継続などの取組には改めて敬意を表します。ただ、日本は2022年の幸福度ランキングでも54位とまだまだ低い水準です。特に指摘されていることは子育て世帯への支援不足です。日本では公立にもかかわらず教育費がまだまだ高く、子育て世帯からは2人目の壁と言われるほど2人目以降の出産、子育てにためらいが見てとれます。2022年の出生数は約79万人と初の80万人を切り、想定より8年早いとも言われ、人口減少の危機感が広がっています。

そこで、1問目の子育て支援の推進について伺います。

岸田首相は2022年末から異次元の少子化対策を行う旨を数度となく発言し、2月19日には岡山県の奈義町を訪問、視察しております。この町は合計特殊出生率が2.95と全国平均を大きく上回っており、子育て支援政策で今注目を集めており、村議会議員もこの町に視察に行くことを計画しております。奈義町に移住してきた子育て世帯からは、まだまだ保育園への支援が足りないとの指摘がされております。子育て支援で重要点の一つは母親が子どもを無事に預けることができ、気兼ねなく働ける環境を整えることだと考えられます。本村では子育て世帯が安心して働ける環境づくりをどのように実施していくのか、またゼロ歳から3歳児までひまわりを利用している子育て世帯からは月、水、金だけでなく平日全てを利用できるようにしてほしいなどの要望も聞かれましたので、村長の考えを伺います。

2番目の質問として脱炭素の取組ですが、一部の報道でしか出てませんが、岸田首相は2022年末にGX、グリーン・トランスフォーメーション実行会議を開き、今後10年の基本方針を取りまとめ、2050年までには官民合わせて150兆円もの巨額の投資が必要と主張しています。GDP2%という防衛費の陰でGDP3%も費用を伴う脱炭素の制度が議会などの公開の場でほとんど議論されずに導入されようとしております。今国会の質疑を見ても、今の岸田内閣は予算やお金を費やし増税ありきで政策を進めようとしているとしか思えず、先日一般会計の総額が過去最大の114兆円余りとなる新年度国家予算は衆議院本議会で自民・公明両党などの賛成多数で可決されましたが、日本共産党をはじめ野党は反対しました。脱炭素の取組は地球温暖化に伴う気候変動対策から待ったなしの状況なのは周知の事実であり、また費用がかかることは理解できますが、お金を使

うことよりも、そのお金による費用対効果や、また知恵を出し合うことが重要だと考えられます。以前、公用車のEV、電気自動車の導入の検討など一般質問したこともあり、村政運営方針にもカーボンニュートラルに向けた取組を進めていくとの文言が記載されておりますので、今後の本村における脱炭素の取組について伺います。

3番目としまして物価高騰対策について伺います。

周知のとおり2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻は1年が経過した後もまだまだ続いており、電気等のエネルギーや食料品等の物価高騰を招いています。物価高騰対策では昨年の6月に日本共産党が要望しました水道料金減免を実施していただいたことには感謝申し上げます。また、商品券の配布等、住民への支援が行われましたが、今年に入ってもこの4月までに飲・食料品7,152品目の値上げが既に決定しており、まだまだ住民の生活は苦しいままです。

そこで、今年、本年度、2023年、新たに物価高騰対策は行っていくのか、自主財源がなかなか厳しいとは思いますが、そのことを伺いたいと思います。あわせて、新庁舎の防災備蓄倉庫の建設が始まっておりますが、資材の調達等で物価高騰の影響が出ていないか、また計画どおりに進んでいるか伺います。

4番目としてマイナンバーカードの取組について伺います。

先日行われました小吹台のタウンミーティングで村長から2020年からのマイナンバーカード取得推進活動で本村は取得率が大阪府下で最下位から14番目へと躍進したとの報告がありました。ただ、本村は高齢者が多いことから、特に国民健康保険証や後期高齢者の被保険者証とのひもづけにはまだまだ不安の声が上がっています。国の方針では紙の健康保険証の代わりに資格証明書が無料で発行されるようですが、有効期間は1年との情報もあり、今後どうなるかはまだまだ不透明なところがあります。本村における従来の健康保険証の取扱いや有効期限について伺います。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

まず、子育て支援の推進については、他の市町村と比べても高いレベルの施策を実施していると自負しているところでございます。地域子育て支援拠点ひまわりでは、定期的の実施しているアンケート調査の結果でも高い評価をいただいているところでございます。

なお、ご指摘の開設日の拡充については今のところ考えてはおりません。

次に、脱炭素の取組については、公共施設での再生可能エネルギーの活用、ごみ排出量の削減やリサイクルなど、まずは職員の意識を高め、職員が率先して取り組むことでカー

ポシニユートラルの普及啓発に努めてまいります。

次に、物価高騰対策については、国の地方創生臨時交付金を活用して行ったものでございまして、引き続き交付金が措置されれば検討してまいりたいと考えております。

防災備蓄倉庫の整備について、現在実施設計を行っているところであり、物価高騰の影響があるかどうかについては、工事発注の段階で判断することとなります。

次に、従来の健康保険証の取扱いや有効期限については、現時点において国からは示されておられませんので、分かりかねるところでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 これにて本案に対する総括質疑を終結します。

お諮りします。

議案第15号から議案第19号までの5議案については、7人の委員で構成する当初予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第19号までの5議案については7人の委員で構成する当初予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置しました当初予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により千福議員、井上議員、服部議員、徳丸議員、平田議員、田村議員、藤浦議員の以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩とし、当初予算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いします。

研修室で願います。

暫時休憩といたします。

午後1時36分 休憩

午後1時39分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

当初予算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告します。

○柏原議会事務局長 当初予算特別委員会の委員長は服部議員、副委員長は田村議員。  
以上です。

○千福議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、当初予算特別委員会は令和5年3月9日午前10時から開会しますので、よろしくをお願いします。

どうも皆さん、お疲れさまでした。

午後1時40分 散会

令和5年第1回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和5年3月23日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番	千福清英	4番	徳丸初美
2番	井上浩一	6番	田村陽
3番	服部幸令	7番	藤浦稔

4. 欠席議員

5番 平田常信

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	南本 齋	総務部長	赤阪 秀樹
副村長	稲山 喜与一	産業建設部長兼災害復旧室長	菊井 佳宏
教育長	栗山 和之	教育課長	尾谷 浩
村政戦略部長	中野 光二		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	柏原 美佳	議会事務局主査	石橋 成元
--------	-------	---------	-------

7. 議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 議案第 4号 千早赤阪村退職手当基金条例制定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 5号 千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第 7号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第 8号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 6 議案第 9号 千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正について（委員長報告）

- 日程第 7 議案第 10 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 14 号）  
（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 11 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
（第 4 号）（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 12 号 令和 4 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第  
1 号）（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 13 号 令和 4 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 14 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算  
（第 3 号）（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 15 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 16 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委  
員長報告）
- 日程第 14 議案第 17 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長  
報告）
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算  
（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算（委員  
長報告）
- 日程第 17 議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18 議案第 23 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 15 号）
- 日程第 19 議案第 24 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 25 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 21 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す  
る事項について
- 日程第 22 一般質問
- 追加日程
- 日程第 1 議案第 26 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、3月17日、22日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

田村議会運営委員長。

○田村議会運営委員長 去る3月17日、22日に開催いたしました議会運営委員会において今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査いたしましたので、ご報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり議案第22号から議案第25号の4件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。議案第4号、議案第5号、議案第7号から議案第19号までの議案については総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に当初予算特別委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、1議案ごとに討論、採決を行うことに決しております。

日程第21、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての採決したのち、日程第22の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 それでは、まず初めに、日程第1、諸報告を議題とします。

例月出納検査の結果に関する報告及び令和4年度の定期監査について報告を求めます。

田村監査委員。

○田村議員 令和5年1月の出納事務に係る例月出納検査についてご報告いたします。

検査年月日、令和5年2月24日。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認したところ、各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務については適正に行われたものと認めるものでございます。

令和4年度定期検査の結果をご報告いたします。

監査期間は、令和4年7月から令和4年12月までの間に10回実施いたしました。

監査内容につきましては、農林商工課、教育課、福祉課、秘書企画課、総務課、都市整

備課の6課の令和3年度に実施した補助事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業の事務処理状況についての監査を行いました。監査の結果はおおむね適正に執行されていると認めましたが、一部検討または改善を要する事項が見受けられました。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○千福議長 日程第2、議案第4号千早赤阪村退職手当基金条例制定についてから日程第16、議案第19号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算までの15件を一括議題とします。

各議案は、3月2日の本会議において各委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員会の報告を求めます。

服部総務民生常任委員会副委員長。

○服部総務民生常任委員会副委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る3月2日の本会議において付託を受けました議案8件の審査を行うため、3月7日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催しました。

議案第4号千早赤阪村退職手当基金条例制定について審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第4号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第5号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第7号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告しま

す。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第8号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）総務民生常任委員会所管分の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第10号の総務民生常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第12号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第13号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

藤浦文教建設常任委員長。

○藤浦文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る3月2日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、3月7日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催しました。

議案第9号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についての審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終了した後、採決をしました。採決の結果、議案第9号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終了した後、採決をしました。採決の結果、議案第10号の文教建設常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終了した後、採決をしました。採決の結果、議案第14号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、当初予算特別委員長より報告を求めます。

服部当初予算特別委員長。

○服部当初予算特別委員長 それでは、当初予算特別委員会報告をします。

去る3月2日の本会議において付託を受けました議案5件の審査を行うため、3月9日、10日の2日にわたって南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催しました。

議案第15号令和5年度千早赤阪村一般会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第16号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第17号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第18号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち採決をしました。採決の結果、議案第19号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第4号千早赤阪村退職手当基金条例制定についてに対する討論に入ります。

す。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号千早赤阪村地域公共交通協議会条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第15号令和5年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。  
これより議案第15号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第16号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。  
これより議案第16号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第17号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。  
これより議案第17号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第18号令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第17、議案第22号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第22号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり地方税法第423条第3項の規定に基づき渡部要介氏、42歳の選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

今回の選任は、委員をお願いしておりました山本一郎委員が令和5年3月31日付で辞職されることによるもので、その後任の委員として渡部氏をお願いするものでございます。

山本氏につきましては、令和3年4月から委員を務めていただき、そのご苦勞に対し深く感謝するものでございます。

渡部氏は修成建設専門学校をご卒業後、設計事務所に入社し、現場監督として勤務さ

れ、退職後は独立して建築会社を設立されております。人柄は温厚で人格高潔、さらに一級建築士として建築に対する識見も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。私といたしましては固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えておりますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

なお、ご同意いただけましたら任期は前任者の残任期間の令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第22号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○千福議長 日程第18、議案第23号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第23号は、令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)についてでございます。

本議案は、繰越明許費につきまして富田林市消防署千早赤阪分署の館内放送設備改修事

業を翌年度に繰越しするものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第23号令和4年度千早赤阪村一般会計補正予算（第15号）についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表繰越明許費でございますが、富田林消防署千早赤阪分署館内放送設備改修事業は、当該消防分署において富田林消防本部の通信指令を受信し自動的に館内放送をする装置が故障したため緊急に改修をしているところですが、部品等の調達が遅延していることから年度内に事業完了ができない見込みとなったため翌年度に繰り越すものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第23号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第19、議案第24号工事請負契約の締結についてを議題とします。  
提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第24号は、工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 議案第24号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本議案については、備蓄倉庫の建設に係る工事請負契約の締結でございます。

契約の目的は、千早赤阪村備蓄倉庫新築工事でございます。

契約の方法は随意契約による契約で、3月13日付で仮契約を締結いたしております。

契約金額は8,415万円です。

契約の相手方は、住所、大阪府大阪市天王寺区上汐4丁目5番26号、村本建設株式会社大阪支店、執行役員支店長先山正登です。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第24号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第20、議案第25号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第25号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和5年3月16日付千早赤阪村特別職報酬等審議会の答申に基づき教育長の給与を2万円増額するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 それでは、議案第25号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてご説明を申し上げます。

本議案は、令和5年2月6日から特別職報酬等審議会を3回開催し、3月16日に答申をいただきました。内容といたしましては、議員報酬、村長、副村長の給料は据置き、教育長については府内町村平均を大きく下回っていることや一般職との給与格差が縮まっていることから府内の町の最低レベルと同等程度に増額することが妥当との答申でしたので、その内容を踏まえ改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第3号教育長の給料の額54万円を56万円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 ご質問させていただきます。

全員協議会でもお伺いしたことなんですけど、いま一度お伺いしたいと思います。お伺いいたしますのは、まず教育長、今回2万円の上積みということなんですけれども、大阪の平均額及び近畿の平均額、それぞれとどの程度差があるのか教えていただけますでしょうか。

○千福議長 中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 まず、大阪の町村の平均でございますが、教育長の平均としましては61万6,000円となっております。

また、近畿圏の類似団体の平均でいきますと57万1,000円となっております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。今、その差額をお伺いしたんですけど、61万6,000円及び近畿だと57万円ですか、大体近畿平均とは3万円ほどの差ですね、大阪平均とは61万6,000円ということですから、7万6,000円ぐらいの差が開いているということですね。ちなみにこちらの金額というのは、これは条例上の金額ですか。というのも、結構別に条例をつくって金額を改定しておられる場合もあると思うんですけど、こちら、いずれの数字になりますでしょうか。

○千福議長 中野部長。

○中野村政戦略部長 平均につきましては、条例本則の平均となっております。

○千福議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第25号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は、のちほど事務局よりご連絡いたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま南本村長から議案第26号令和5年度一般会計補正予算(第1号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

議案第26号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第1、議案第26号令和5年度一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第26号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,217万3,000円を追加いたしまして予算総額37億3,512万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、新型コロナワクチン接種に関する経費及び特別職給与を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第26号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明させていただきます。

それでは、予算書、まず10ページをご覧ください。

歳出でございますが、予防費は新型コロナワクチン接種に係る経費及びそれに伴う管理職特別勤務手当、時間外勤務手当の増額でございます。

教育費は、千早赤阪村特別職報酬等審議会の答申を基に教育長の給与を改定することによる特別職給、職員手当等、職員共済組合等負担金の増額でございます。

続きまして、8ページのほうをご覧ください。

歳入でございます。衛生費国庫負担金は、新型コロナワクチン接種事業負担金でございます。衛生費国庫補助金は、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。繰入金は、特別職給与の増額により財政調整基金繰入金を増額するとともに一般財源から新型コロナワクチン接種に係る国庫支出金への充当替えにより財政調整基金繰入金を減額することにより差引きで財政調整基金繰入金を減額するものでございます。諸収入は、新型コロナワクチン接種に係る住所地外接種負担金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 歳入についてお伺いいたします。

今回、衛生費国庫負担金ということで新型コロナワクチン接種事業負担金、こちら2,457万円ですね、衛生費国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金、こちら2,943万円と、どちらも国庫からの支出ということなんですけど、この2つの負担金と補助金の性格の違いというのをご説明いただけますでしょうか。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 新型コロナワクチン接種事業負担金と申しますのは、接種そのものに係る負担金でございます。すなわち歳出でいいますと臨時接種委託料2,479万7,000円というのがございますけれども、そちらのほうに充当される負担金でございます。

一方、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金と申しますのは、その接種以外に例えば会場の設営であったりとか、その運営のための接種事業を進めていく上での事務費的なものですね、これに係る補助金でございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。それぞれが充てられる支出先の違いによってということですかね。分かりました。了解いたしました。

あとこの財政調整基金繰入金が今回205万4,000円減額されてますけれども、これは何かもともと何か別のことに充てられる予定で計上されていたもの、それが今回のこの補助金負担金で補うことができるのでということなんですかね。その点お願いいたします。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 まず、こちらの一般財源の減額でございますけれども、当初予算におきまして職員人件費あるいは会計年度任用職員の人件費につきましては一般財源で充てておりましたが、今回、このワクチン接種事業があるということで、国庫のほうのこちらの財源を充てさせてもらうということでございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 私のほうから昨日もちよっと聞いたんですけれども、コロナワクチン接種について、昨日の全員協議会で私の質問でコロナワクチン接種は、くすのきホールでの集団接種との答弁をいただきました。それはよく分かりました。その後、一番最後に全員協議会で村長のほうから千早診療所が閉鎖する意向やと発言されました。私も同じような意見を持っております。千早診療所は週2回の診療所を閉鎖するなら、赤字解消のためにも、昨日も発言しておりますけれども、保健センターの診療所でコロナワクチン接種ができないんかと、改めて聞くんですけれどね、コロナワクチン、診療所でできないんか、そしたら補正予算も使って、赤字解消にちょっとでもなるんかなと思ったんで質問したんですけど、そういう考えはないんか、診療所でも、を伺います。よろしく申し上げます。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 まず、先ほど全員協議会で千早診療所を閉鎖するというようなご発言ありましたけれども、あくまでもその千早診療所の在り方を検討するための前準備として、まずは一旦閉めさせていただいてというその試行のことを申し上げたということだけ先にお伝えしておきます。

それから、今ご質問いただきました診療所におけるコロナワクチン接種でございますけれども、何分人数が多ございますので、なかなか国保診療所の中で全ての接種を受け入れることは困難であるというふうに判断いたしておりますので、これまでどおり集団接種で

やっていくのが一番効率的、効果的に進められるというふうに判断しております。

以上でございます。

○千福議長 藤浦議員。

○藤浦議員 分かりました。例えば千早診療所の閉鎖で保健センターの診療所のコロナワクチン接種ができることになった、これもなかなか人数が多いということで難しいということで、よく分かりました。私のほうからの要望ですけど、またこれは続けて聞いていかなんことやと思うんですけども、コロナワクチン接種も診療所も重要な案件なんですけども、村長自らの発言がなぜ今この時期に昨日発言されたんか、村長の思いはよう分かるんですけども、私が思うのは南本村政にとって一番大事な時期とも言えるわけですね。それをもし言うのであれば、千早地区の住民も納得していただくようなことを十分にしていかなことには、変に誤解もされる可能性もあるということを私自身危惧しております。どちらかといえば発言は慎重にされたほうがええと思いますんで、私の要望としては。

以上です。

○千福議長 ほかに質疑ありませんか。

井上議員。

○井上議員 11ページの歳出で送迎運行委託料というのがあるんですけど、この送迎に対してはどういうふうに考えておられますか。ちょっと教えていただけますか。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 ご質問の趣旨はどのような形で進めるかということでよろしいでしょうか。送迎につきましては、これまでどおり今回令和5年度の接種につきましては春夏と秋冬の2回予定しておりまして、それぞれ3日間と5日間を予定しております。その各日において高齢者の方を対象にバスを運行する予定としておりまして、合計それぞれ29便予定をしているところでございます。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。以前、もっと細かく対応できないかということでお聞きしたことがあると思うんですけど、そのときは村においてはタクシーの補助とかバスの補助をさせてもらってるんで、その部分でちょっと対応が難しいというお話を聞いたんですけど、それはそれで合ってるんでしょうかね。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 ご指摘のとおり、その状況は変わっておりません。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 コロナワクチンの接種のことなんですけれども、くすのきホールということなんですけど、森屋地区なんですけど、かなり大きな地域なんですけど、できれば森屋の公民館あたりでしてもらえれば本当に助かるんです。高齢者で免許を返納された方なんていうのはくすのきホールまで歩いていくということは本当に大変なことなんで、そのあたりはどう考えておられるかお聞きします。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 ご指摘につきましては、今後そういうことが可能かどうかということを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 ありがとうございます。こういった村ですので、高齢者の方がどんどん増えていってます。そういった方にきめ細かなサービスをするということが役場の役割かと思えますので、ぜひよろしくお願ひします。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第26号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第21、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出が

ありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

再開は11時25分からとします。よろしく申し上げます。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第22、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

それでは、第1番目の質問者、徳丸議員、1問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美。議長通告に基づき2問質問します。

1問目、国民健康保険診療所の処方箋についてです。全国的に高齢化が進み、本村でも高齢化率が年々高くなっており、病院に通院している人も多いようです。コロナ禍による通院控えもあると思われそうですが、報告によると村診療所の利用者数は減少傾向にあるということです。健康で病院にかかる人が少ないことはよいことですが、受診した病院、診療所で処方箋が出た場合、多くは院内や近くの薬局で受け取ることができます。

1問目、村の診療所を利用した人は診療所内で薬を受け取ることができますか。

2問目、村診療所で薬が出せない場合はどうしていますか。

3問目、もし村外で薬を受け取る場合、薬局一覧表などを渡していますか。

以上について答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 徳丸議員からのご質問にご答弁申し上げます。

国民健康保険診療所における薬の処方、基本は院内処方に対応しております。ただし、処方頻度が少なく取り扱っていない薬が必要な場合や院外処方箋の要望があった場合には院外処方の対応をしております。また、希望される方には富田林薬剤師会の薬局薬店一覧表をお渡ししております。

なお、全ての人が希望する薬を診療所で受け取れるようにすることは医薬品購入費用の

増加や使用期限到来による廃棄などの問題があり診療所の経営に大きな影響を及ぼすことから考えておりません。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 院外処方箋で4日の期限が過ぎて薬をもらえなかったケースが出ています。そういった方が薬をもらうためには再度受診する必要がある、その受診料や薬代は全額自己負担ということです。年金受給も少なくなり物価高騰が続く中、保険扱いにしていけないかお聞きします。

○千福議長 再質問の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 ご質問の件につきまして、現在のところそういうふうなことは考えておりません。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

非常に残念な答弁です。皆さん、日々大変な思いをして生活しておられます。切り詰めていく中でどうしても病院に行ってお薬はもらわないと体調が悪くなるということでは本当に残念でなりません。このようなことを防ぐために診療所内に薬は4日以内という告知をしたり、直接その旨に本人に伝えるなど、丁寧な対応をしていただきたいと思います。車の免許返納などにより他市に薬を受け取りに行くことが困難な方がおられます。その場合、薬局から村診療所に薬を届けてもらうなどして二、三日後に診療所に薬を受け取りに行くことができるよう配慮していただきたいと思います。

また、他市で薬を受け取る場合、薬局一覧表を渡しているとのことですがけれども、薬局によっては薬剤師の勤務時間が決められており、不在のときは処方できないので、薬が受け取れる時間を明記するなど丁寧な対応をしていただくよう要望します。

以上です。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 2問目、地域公共交通についてです。地域公共交通は、今や日本の全国的な問題になっています。自治体では地域公共交通計画をつくるのが努力義務になったそうです。他の自治体も、住民にとって、よりよい方法を模索しています。また、既に地域公共交通を実施している自治体もあります。本村も以前にくすのき号の運行をしたり実証実

験をしたりしていましたが、実現には至っていません。住民は日々不安を抱えて暮らしています。一日でも早く地域公共交通の運行を願っています。地域公共交通を実行する予定があるか、何年か後に予定しているかを伺います。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、地域公共交通につきましてご答弁申し上げます。

本村では高齢者の移動手段の確保として平成27年度より定時定路線方式やデマンド方式など様々な実験実証を経て現在のタクシー及びバス利用に関する支援を実施しているところでございます。引き続き公共交通の利用支援を通じまして持続可能な地域公共交通網の維持に努めることとしており、以前のくすのき号のような地域公共交通を運行する予定はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 くすのき号を運行していたときとは今は随分変わっています。住民の方もそれだけ年齢が上がっております。ですので、今、テレビ等でもどんどんこういったことが放映されています。それはなぜかという、やはりほかに先駆けてやっている、そういったことで取り上げられています。ですので、うちの村もそういった意味では大阪に唯一の村ですから、千早赤阪村、すごいことやってるなというようなことをぜひやってほしい、もう住民は待たないんですよ。本当にそれだけ喫緊の課題だと思いますので、答弁は本当に難しいとは思いますが、私はぜひやってほしいというふうに思います。

もう要望に代えますが、村長の公約、私、いつもこうして持って歩いてるんです。実現できたところはピンクで線引いてるんですけども、この20ある公約の中の13番目に買物、通勤、通学や各種福祉、文化施設へのコミュニティバスなどきめ細かな交通網の整備を進めると明記しています。ですので、公約実現のためにぜひぜひ頑張ってくださいと思います。やらないということですけども、前向きに考えていただきたいです。重要なのは地域に応じた対応だと思います。村の中でも住んでいる場所、年齢、家族構成などで変化します。全国には千早よりも小さな村や町でいろいろな取組をしているところがあります。そうしたところは特徴があるからだと思います。きめ細かなサービスをすることで住民との信頼関係が生まれ、役場に対する見方も変わってきます。その積み重ねだと思います。そうなるためには住民に見える取組をしっかりと進めていくことだと思います。

す。デマンド方式にしてもドア・ツー・ドアにしてもかなりの予算が必要なのは分かります。それができないのであれば、当面それまでの間、今のタクシー、バス利用券制度を引き上げることがぜひ考えていただきたいと思います。

以上、要望とします。

○千福議長 続いて、第2番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。

事前に通告させていただきましたとおり抜本的な空き家対策を求める及び高齢者対象スマホ教室についてご質問させていただきます。

まず、最初の質問、抜本的な空き家対策を求めるについてお伺いいたします。

1963年に全国で約52万戸であった空き家数は2018年には約846万戸と増加の一途をたどっております。空き家数の増加に伴い空き家率も1963年、こちら2.5%だったものが2018年には13.6%となり、約7軒に1軒が空き家という状態があります。空き家の増加を受け、国も2014年に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、空き家対策に向けて本格的に乗り出しているところです。同法では市町村に空家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、そのほかの空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう求めておりまして、それを受けて千早赤阪村も2020年3月に千早赤阪村空家等対策計画を策定しております。

さて、空家等対策特別措置法では、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空家等とし、市町村は所有者等に対し助言、指導、勧告、命令を行うことができると定められております。調査を拒否したり命令に従わなかった場合には過料が科されるなど大変重い措置となっていると言えます。本村でも半壊している家屋や敷地内で雑草が伸び放題となっている家屋など特定空家等に指定されるべき空き家が散見されるように思います。しかし、特定空家等の指定はいまだ行われていないと聞いております。特定空家等に指定されれば固定資産税等の軽減措置がなくなり、所有者に改善を促す契機となることが期待されるのですが、なぜ特定空家等の指定を行わないのかお伺いいたします。

以上です。

○千福議長 答弁者、松澤産業建設部理事。

○松澤産業建設部理事 特定空家等の指定についてご答弁いたします。

特定空家等の指定につきましては、空家等対策検討委員会において千早赤阪村空家等対策計画で規定する判定基準に基づき空き家等の状態や周辺への悪影響の程度など総合的に判断することとしております。しかしながら、その執行に際しては財産権の制約を伴う強い公権力の行使が含まれるため、慎重な対応が必要であることから、まずは粘り強く空き家所有者への助言、指導により改善を求め、所有者による適切な管理や除却を働きかけてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

特定空家等の候補となり得る危険度の高い空き家、こちらの件数について村空家等対策計画にて平成28年度及び平成30年度に実施した調査結果が記載されております。ただ、それから数年経過しておりますので、時間の経過により、現在ではさらに増加しているのではないかというふうに思っております。まず1点、その後の継続調査についてお伺いいたします。

また、所有者に空き家対策を求めようにも相続などの要因で所有者が分からなくなっておまして、対策を取りようがないと嘆く住民の方のお声も届いております。村で空き家の所有者の把握はできているのか、また危険度の高い空き家の所有者に対して村はどのように対応しているのかお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、松澤理事。

○松澤産業建設部理事 空き家の危険度につきましては、平成28年度と平成30年度に実施した調査結果を基に建物の危険性、衛生状態、周辺的生活環境保全への影響といった指標ごとに危険度が高い、中ほど、低いに分類しまして危険度の評価を行うとともに登記簿などにより所有者の確認を行っております。令和4年度におきましても同様の調査を実施しており、現在その結果を取りまとめているところでございます。

また、現在の空き家対策としましては、空き家の発生抑制や適正な活用を促進する必要がありますことから、毎年各戸に耐震診断や木造住宅除却といった村の補助制度を紹介するとともに空き家の相談窓口について周知しております。

さらに、村民の方から空き家に関する苦情等がございましたら、空き家所有者に連絡を取り当該空き家の現状を伝えるとともに、今後の改善方策などにつきまして個別に対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。個別に対応とかしていただいておりますようで、今後も継続的にしていただきたいと思います。先ほど特定空家等の指定については財産権の制約を伴う強い公権力の行使が含まれる、慎重な対応が必要とご答弁いただきました。ただ、助言とか指導でどこまで改善されるのかなというのがちょっと疑問が残るところなんですね。今後ますます空き家の増加が予想される中、村として今後空き家に対してどのような対応をしていかれるのか、その点お伺いできますでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 田村議員がおっしゃるように、千早赤阪村も今後空き家の増加が見込まれる中で村民の安心・安全な生活を守るためには地元の地区との連携を深めていき、空き家対策をさらに充実強化していく必要が私はあると思っております。今後、国等の動向も注視しつつ、他の自治体の取組を参考にしながら、一番有効な方策を検討してまいる必要があると思いますので、今後とも取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 村長、どうもご答弁ありがとうございます。

非常にタイムリーといいますか、昨日、京都市が提案した空き家税が国が同意する見通しという報道がございました。また、国としても特定空家等の指定に先立って管理不全空家等として指定する改正案を閣議決定したとの報道もございました。ただいま空き家対策の充実強化と村長におっしゃっていただきましたのも、そういった国や他自治体の動向を踏まえてのものというふうに理解しております。今回は問題の解決のために特定空家等の指定をお願いしております。問題の先延ばしではなく問題の解決に向けた取組へとかじを切っていただくようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 続きまして、高齢者対象スマホ教室についてお伺いたします。

本年の2月22日から高齢者を対象とするスマホ教室入門編が始まっております。初日に私も見学させていただいたところではありますが、確かに高齢者の皆様はスマホを購入したものの使い方に戸惑っておられる方が多いようで、スマホ教室に一定のニーズがあるこ

とは確かなようでございます。だが一方で、課題も多いと感じられました。まず、講師1名に生徒8人という言わば集団授業形式での講習でありましたが、参加者所有のスマホがもう様々で、どうしても各人操作も違いますので、一人一人に付きっきりで教える時間が長くなってしまい、集団授業というより個別授業というような様相でございました。スマホ教室は集団授業という形式はあまりなじまないのではないかというふうに見受けられたところでございます。また、高齢者のニーズがスマホ操作の習熟というより電話帳や短縮ダイヤルへの新規登録など使いたい機能が使えるようになればいい点にあるということも感じられたところでございました。それは使わないからという理由でLINEをインストールせずに帰られた方が多かったということに象徴的にあらわれているように思われます。村としては高齢者が若者のようにスマホを使いこなせるようにスマホ教室を開催しているようですが、果たしてそれは高齢者の皆さんのニーズに合致しているのでしょうか。むしろ自治体DXを推し進めたい村の都合の押しつけになっている懸念はないでしょうか。高齢者のニーズがどこにあるのかを踏まえ、若者のようにスマホを使いこなすことを目的とするのではなく、スマホの操作に困っておられる高齢者の相談に乗るような、そういった施策を進められるべきだというふうに思われますが、村の考えをお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 高齢者対象スマホ教室についてご答弁を申し上げます。

今年度実施しました高齢者向けスマホ教室は高齢者の方々にスマートフォンになれ親しんでいただくためKDDI株式会社より無償にて講師の派遣を受け臨時的に開催したものでございます。ただ、スマートフォンの購入前や購入間もない方で基本的な操作方法を学びたい初心者を対象にしたこともあり、参加者全員が満足できる内容であったかという点では課題もあったというふうに考えております。このことを踏まえまして、来年度から開催を予定しておりますスマホ道場では国を挙げて自治体DXを推進している中、全ての村民がこれに乗り遅れることのないよう、スマートフォンの基本的な使い方を中心に少しずつスキルアップが図れるよう年間を通じた講座の開催を進めてまいります。

また、受講者自らが講師になっていただく指導員養成講座も予定しており、参加者のレベルに合わせ高齢者の方々のニーズにも応えられるよう、より役に立つ内容への改善、検討を今後ともしっかりと進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。高齢者のデジタルディバイド対策としてのスマホ教室は一定の効果があるということは確かというふうに思っております。ただ、受講した高齢者の方が一人で実際にスマートフォンを使用するとすると、例えば様々な権限の許可というのを求められたりいたしますし、なかなか難しい聞き慣れない用語が使われていたり、なかなか難しい側面があるんじゃないかなというふうに感じております。そこで、スマホ道場だけでなく実際に高齢者の方がスマホを使用するに当たりフォローができる環境づくりが必要ではないかというふうに考えますが、その点について何かお考えございましたら伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 今年度開催しましたスマホ教室では講師の指示に従いまして一つ一つ操作をされていましたが、講師が離れますと操作をやめ講師の指示待ちになっている方がおられました。不安になって消極的になっているのではというふうに考えております。来年度開催予定のスマホ教室ではそういった不安をできる限り一つ一つ取り除けるようカリキュラムを策定していきたいと考えております。

また、ご提案いただきましたアフターフォローにつきましても、高齢者の方々がスマホを利用される際に気軽に相談できるよろづ相談所を設置するなど、より安全に、より便利にご利用できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ご答弁ありがとうございます。こちら、よろづ相談所の開設を検討していただけるということで、その点について評価させていただきたいと思っております。高齢者の方々に積極的にスマートフォンの普及や利用を進めていくに当たって着目すべきなのは、今40代から50代と、いわゆるミドル世代の方々だと思います。ミドル世代の方々はスマートフォンを日常生活の中で利用されておりますので、この世代の方々にサポートをしていただくと、よろづ相談所をしていただくというのはどうでしょうか。地域の高齢者にスマートフォンの活用をミドル世代の方に教えていただくことでミドル世代と高齢者が接する機会が生まれ、またこれは世代間交流にもつながっていくのではないかとこのように思いますが、その点いかがでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 指導員の養成につきましては、対象を高齢者の方に限定することなくミドル世代を含めた幅広い世代の方々に募集を行いまして地域の方々にも活躍していた

できますように環境づくりも併せて検討を進めてまいります。

また、このスマホ道場を通じまして世代間の交流と地域コミュニティが向上し、結果としてデジタル化によります持続的発展につながるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもありがとうございました。昨今ではスマートフォンをお持ちの高齢者の方というのも増えており、現役世代はもちろんのこと、高齢者の方々にとっても、もはやスマートフォンは生活の中で欠かすことのできない存在となりつつあります。しかし、実際にスマートフォンを使いこなしておられると、そういう高齢者の方が多いとは言えず、購入してはみたものの使い方がよく分からず困っておられる方も大勢おられるというふうに思います。自治体DXの推進におきましても、まずは高齢者の方々のニーズをしっかりと把握し、支援を受けることができる地に足のついた仕組みづくりというのを検討していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○千福議長 ここで休憩といたします。

13時からの再開としますので、よろしく申し上げます。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

第3番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。議長通告に基づきまして3点の質問をさせていただきます。

まず、1問目、自主防災組織の現状と課題について。

自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し軽減するための活動を行う組織であります。一般的には自治会、町内会、青年団、婦人会など地域活動の組織を生かして結成されています。村では職員の方の地道な努力のおかげで自主防災組織が年々増え充実をしてきております。各地域ごとに状況が異なり、一律の評価は大変難しいと考えておりますが、現在の活動状況、またいまだに結成されていない地区の課題、今後の課題や目標とするところを伺いたいと思います。

また、以前に私が一般質問にて要望させていただきましたタイムラインの導入について

は検討されたのか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 自主防災組織の現状と課題についてご答弁を申し上げます。

自主防災組織につきましては、現在12地区で結成され、各地区において自衛隊を招聘しての防災講話や地震発生を想定した避難訓練、防災行政無線による情報伝達訓練など様々な形で取り組んでいただいているところでございます。また、未結成の地区は残り1地区となっており、令和5年度に結成していただけるよう働きかけてまいります。

今後の課題につきましては、災害発生時の自主防災組織の活動や平素の防災訓練のノウハウの不足などが上げられます。そのため令和5年度から自主防災組織と村、警察、消防、自衛隊及び関係機関との連携や情報伝達などを内容とする総合防災訓練を実施するとともに各地区で実施する防災訓練を積極的に支援してまいります。

なお、タイムラインにつきましては、令和5年度よりタイムライン防災・全国ネットワーク会国民会議に参加し、全国の先進的な取組を情報共有しながらそれぞれの活動主体に応じた取組を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。未結成の地区については、それなりのご事情があり、本来の目的を逸脱しなければ柔軟に考え対応されてもよいのではないのでしょうか。住民の方に寄り添い、形にはめ込むようなことはせずに考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、各地域の活動についても様々な工夫をされ取り組んでおられるようですが、防災意識の向上や地域の実情を共有することが重要だと考えておりますので、防災について興味のない方に参加していただけることを考えて、ミニイベントや学校・園とのタイアップ企画などで楽しく学べる機会も必要ではないでしょうか。

また、避難行動要支援者については、しっかりと情報共有をし、個別の対応について考慮する必要があると思いますが、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 自主防災組織につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき各地区において自主的に結成されるものであり、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。今後につきましては、多くの方が参加できる総合防災訓練をはじめ地区及び住民に対して啓発活動を行い、防災意識の向上を図ってまいりま

す。また、避難行動要支援者名簿の関係機関との情報共有や要支援者の個別の対応について先進事例を参考に検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

組織をつくって訓練を行うのが目的ではないはずだと思います。地道な活動が命を守ることは過去の災害等の事例が物語っております。ご苦労は絶えないと思いますが、現場第一主義でこれでもかというぐらいの努力をお願いしたいと思っております。

また、別の角度からであります。本村では重層的支援体制整備事業については執り行われているところでありますが、この事業については厚生労働省が社会福祉法の改正を受け創設したものです。社会の変化に伴って起こる課題とこれからの可能性の両方に目を向けた上で設計したとされています。その中で市町村において全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業と位置づけ、他機関共同の機能を強化していただいております。現在、進行中の事業であります。避難行動要支援者についても様々な個別のご事情があり、まさに縦割り行政の枠を飛び越えた対象となり得ると考えております。ぜひ柔軟な対応で一人として誰も取り残さない社会の実現に向けて頑張ってください。

以上です。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 続きまして、2問目について、森林環境譲与税の活用についてであります。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されています。この税は市町村では間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備促進に関する施策に充当することとされています。村におきましても令和元年度から林道補修や村内で誕生した赤ちゃんへのお祝いとして積み木を贈呈するなど事業がスタートしております。譲与額は体制整備の進捗に伴い徐々に増加をされています。そこで、現在まで行われてきました事業の成果と実績、事業を行う中で見えてきた課題、その課題についての取組について伺いたいと思います。

また、令和元年からの3年間に市町村に交付金として配分された約840億円に上る森林環境譲与税の47%に当たる395億円が活用されていないことが最近分かり問題視さ

れています。税の配分額は人口も加味して決められるため人口は多いが森林は僅かしかない自治体にも多額の税が配分されていることが問題視されています。配分の多かった横浜市や大阪市は小・中学校や公共施設の改修時などに木材の活用を促すための基金として積み立てています。政府は森林を多く抱える山間地の私たちのような市町村などに重点的に税が配分されるよう基準の見直しを進めているとのことでありますが、村として国や府に要望はされたのでしょうか。環境省等の調査によると森林のCO<sub>2</sub>吸収量が減少傾向にあり、このまま減少が続けば政府の目標値を下回る可能性があります。吸収量が減少している背景に森林の高齢化があります。樹木は光合成でCO<sub>2</sub>を吸収する反面、人間と同じように呼吸もしており、酸素を吸ってCO<sub>2</sub>を放出しています。ただし、光合成でのCO<sub>2</sub>の吸収量は呼吸で放出されるCO<sub>2</sub>の量よりも多い、しかし高齢になった樹木は光合成が鈍化し、呼吸で放出するCO<sub>2</sub>の量が吸収量を上回ってしまうそうです。そのため伐採適齢期を迎えた樹木を木材として利用するとともに植樹するという人工林の管理も非常に重要になり、そのための人材育成についても重要な取組となる、この点についてお考えを伺いたしたいと思います。

また、林地台帳制度についても着手をされ、また電子化されるようにも聞き及びますが、進捗状況と課題について伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、森林環境譲与税の活用についてご答弁申し上げます。

森林環境譲与税を活用した事業については、間伐搬出利用促進事業、条件不利森林間伐事業、林業用施設等整備事業や子育て・出産お祝い事業などがあり、健全な森林育成と千早赤阪村産材の利用促進に寄与してきたと認識しております。また、課題としましては、森林所有者の高齢化や木材価格の低下により手入れに係る費用が賄えず放置森林が増えていることが上げられます。そこで、令和5年度から森林環境譲与税を活用しました森林経営管理制度を導入し、林業従事者の需要増につなげていくことや林地台帳の整理を進めてまいります。

なお、配分基準については、都市部と山間部の連携による森林整備を図ることができる仕組みづくりと森林面積が大きい市町村への配分を多くするよう大阪府を通じまして国へ要望しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

村の森林事業のうち、間伐搬出利用促進事業につきましては、森林環境譲与税を活用される以前の平成28年度より実施をされておりますが、中津原地区にあります大阪府森林組合木材総合センターでの競り市での価格が安く、採算が取れていない状況だとお聞きします。採算を取るがために本来間伐搬出しなくてもよい良質の木まで搬出していることではございますが、間伐搬出利用促進事業の制度見直し等の検討はされているのでしょうか、伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 間伐搬出利用促進事業は、間伐材の搬出に対しまして1立方メートル当たり7,000円の補助金を交付しておりますが、搬出が容易な場所でないと手間もかかり、費用などが高騰していることは認識しております。こうした状況を踏まえまして、令和5年度からは補助額を1立方メートル当たり1万円に増額することとしております。

なお、搬出先につきましては、千早赤阪村産材の流通促進という観点から大阪府森林組合木材総合センターに限定しております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

令和5年度から森林経営管理制度を導入すると答弁をいただきましたが、当初予算にも300万円を計上され執行されるとは思いますが、令和5年度単年で事業が完了するものではないと思っておりますが、制度の概要を伺いたいと思います。また、森林経営管理制度の財源は森林環境譲与税を活用されますが、村に配分されている範囲内で対応できるのか伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 森林経営管理制度は、手入れの行き届いてない森林で所有者による経営管理が困難な場合に市町村が所有者から委託を受け、その経営を林業経営者に再委託もしくは直接市町村が実施する仕組みとなっております。令和5年度は同制度を進める上での基本的な考え方や対象となる森林、優先順位などを整理することとしており、複数年で森林境界の明確化や森林所有者の意向確認などを計画的に実施してまいります。財源につきましては村に配分されている森林環境譲与税の範囲内で実施してまいります。また、必要に応じまして森林環境譲与税を充当している他の事業の効果検証も行

い、充当事業の見直しも行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。村におきましては、過去に主要産業とされてきた林業が様々な要因を受けまして衰退をして久しいと考えます。最近の環境問題についての世界的な動きや国内の世論においても森林や木材に対する関心が高まっていることは否めない事実だと思います。また、取り組んでいかなければいけない最重要課題の一つだと考えます。少しずつではありますが、村内でも事業が行われ、目に見える形であらわれてきていると感じます。直接的に日常に影響を感じにくい問題ではございますが、生命に直結する問題だと認識をし、住民の方の理解や協力を得られるように努力を継続してお願いしたいと思っております。

以上です。

○千福議長 続いて、3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目につきましてご質問いたします。

千早赤阪村公共施設不用品のリサイクルについてであります。

最近のニュースではSDGsの理念を取り入れた自治体の活動を目にすることが多くなっております。その一つに自治体で発生する不用品のリサイクル活動がございます。使用が可能なものや少し手を入れればまだまだ使用ができるものなどが廃棄処分をされ、もったいないと感じている方も多いのではないかと私も思っていたのでありますが、その点に着眼をされ、インターネットオークションや展示即売を行い、不用品といえども物によってはある程度の対価を支払っても欲しいと考えておられる方にも喜ばれているようです。環境負荷低減等の考えも一般に受け入れられる現状もありますので提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○千福議長 答弁者、赤阪部長。

○赤阪総務部長 公共施設における不用品のリサイクルについてご答弁申し上げます。

不用品のリサイクルについては、最近の動向として自治体によるリサイクル市の開催、インターネットオークションによる売却などの事例があることは承知いたしております。議員からの提案につきましては、財源の確保という観点から費用対効果も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

提案について検討されるとのことですが、特に現在新庁舎建設に伴い、多くの不用品が発生しているように思われますが、それらの有効活用などどのように考えておられるのか伺いたいと思います。また、村内の各施設においての不用品の取扱いについても伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、赤阪部長。

○赤阪総務部長 再質問につきましてご答弁申し上げます。

新庁舎の建設に伴う不用品につきましては、その他の施設のものと同様、廃棄処分するもの、リサイクルが可能なもの、売払いが可能なものなどに区分した上で費用対効果を踏まえて適切に対応してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

不用品のリサイクルにつきましては、環境負荷低減の観点からも非常に有効だと考えます。少しでも財源確保できることからまずは試行的にでも実施をしていただき、その効果を踏まえ発展させ制度化をしていただけるように要望して終わります。ありがとうございます。

○千福議長 第4番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会藤浦稔です。議長通告に基づき質問させていただきます。

まずは、府道富田林五条線改良工事と国道309号3期区間の進捗状況について一般質問させていただきます。

その前に私のほうから以前から要望しておりました府道富田林五条線の森屋地区の側溝蓋かけ工事を一部行っていただき、地区住民も喜んでおります。また、赤阪小学校付近と森屋バス停付近も引き続き実施していただけることとお礼を申し上げます。

それでは、令和4年6月議会では府道富田林五条線の改良工事の進捗状況、また9月議会では国道309号河南赤阪バイパスの3期区間の状況や今後の見通しについて一般質問させていただきました。府道富田林五条線の改良工事では文化庁と一定の合意を得た中学校敷地内の復旧工事も含め府道改良と一体的な詳細な構造を検討するとの答弁をいただい

ておりますが、現在の進捗を伺います。

また、国道309号の3期区間は今後期成会と連携した効果的な要望活動を行うとの答弁であったが、結局は例年と同じ書面総会をされただけでありました。さらに記憶からも消えてしまった状況であります。今後どのように活動されるのかを伺います。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 答弁の前に、今、側溝整備のお礼をいただきましたこと、この点につきましては大阪府のほうにもお伝えさせていただきます。

それでは、ご質問へのご答弁を申し上げます。

富田林五条線につきましては、大阪府において道路の詳細設計に向けた準備が進められており、その一つとして中学校付近ののり面構造を検討するための土質調査に着手されると伺っております。また、国道309号の3期区間につきましては、現在予定されている路線にこだわらず将来の村づくりに向け最大限の効果が発現できる道路の在り方について大阪府と協議調整しながら検討を進め、期成会とも連携して効果的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。府道富田林五条線改良工事については、土質調査実施すると改良工事に向けて一歩進んだように思います。大阪府が土質調査する時期は決まっているのか、また土質調査の結果にもよるが改良工事のスケジュールは、令和2年4月に発生した中学校敷地の土砂崩れの復旧工事も併せて大阪府が行ってくれるのかを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 土質調査につきましては8か所で計画されており、3月末から着手をし、4月中には完了する予定であると伺っております。また、その結果を踏まえまして道路改良工事の詳細設計を実施し、工事着手に向けて文化庁等との関係機関と協議を行っていくとのことですが、具体的なスケジュールは現時点で示されておられません。

なお、中学校敷地の土砂崩れ箇所への復旧方法につきましては、府が実施する道路改良工事の詳細設計と併せて府が一体的に実施できるのかどうかといった工事手法について府と協議することとしております。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 大阪府議会の鈴木憲議員のマニフェスト8つの重点政策の6項目で国道30

9号の3期区間については大阪府財政再建プログラムにより一時休止路線となっており、事業再開実施のため引き続き取り組んでいきますが、現計画予定路線が本当に千早赤阪村民益であるかどうかを再考し、計画予定路線の見直しを含めて取り組んでまいりますと明記されています。つきましては、改めて国道309号3期区間に対する村の姿勢をお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 国道309号は大阪都心と本村を結ぶ唯一の広域幹線道路であり、特に3期区間につきましては先日名称を改められましたグリーンロードから南河内フルーツロードのアクセス性向上とも相まって本村のみならず南河内地区全体の活性化にもつながる重要な路線であると認識しております。こうした認識のもと、現在予定されております路線の見直しも含めて検討を今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○千福議長 要望をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

村長も重要な路線であると認識しているなら、令和5年度の村政運営方針にも明記するべきであったとも私は思っております。府道富田林五条線や国道309号は大型ダンプが頻繁に通り、今まで以上に危険な状態になっています。国道、府道とはいっても、我々にとっては村発展のためには欠かすことのできない道路と認識しております。そこで、村長、副村長も危機感を持って取り組んでいただき、実績を残していただくことを要望して終わります。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 昨今、保育所職員による虐待や中学校、高校におけるスポーツクラブの体罰、また上司、部下、同僚における職員間のハラスメントなど、マスコミ報道が多く見られております。そこで、職員のスキル向上についてお伺いします。我が村役場では最近書類のプリントミスなどが散見しているように見えます。課内でのチェック機能はどうなっているのかと疑問に感じたとき、課と課の調整、上司と部下のコミュニケーションはどうだったのかと疑問に感じます。こうした中で村では職員に対しどのような教育研修を行っているのか、研修の結果、職員のスキルアップは効果が出ているのかを伺います。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 職員のスキル向上についてご答弁を申し上げます。

本村では管理職を含む職員に対するハラスメント研修や財務、法律、防災研修などを実施しているところでございます。このほか中部都市職員研修協議会、南河内郡町村職員研修協議会やマッセOSAKAが主催する各種研修も受講させており、その効果は一定あると考えております。一方、この間の資料の差し替え等についてご指摘のとおり課内でのチェック機能が有効に働いていなかったことのほか職員間のコミュニケーションや個々の職員の意識によるところも大きいのではないかとこのように考えております。今後これらの課題解決に向けての有効な方策について早急に実施してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございました。

職員がスキルを向上し、きちんとした態度で対応することは、村長がいつも言っているように住民にとっての安心・安全な村づくりになり、それが信頼される村になると考えます。今後もスキルを高めていくことは大事なことであり、何か具体的な方策を考えているのかを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 職員一人一人のスキルアップは議員ご指摘のとおり安心・安全な村づくりにもつながっていくという点からも非常に重要であると認識しております。その具体的な方策といたしまして個々の職員の職階、能力に応じた研修機会を増やすことや研修内容の拡充のほか例えば分掌事務のルール等の再決定、事務事業の抜本的な見直し、職員の意識改革につながる取組等を考えております。加えて、こうした方策について職員が自主的、積極的に取り組むような職場風土の醸成、環境づくりにつきましても進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 最後、要望をお願いします。

村は高齢化がますます進む中で役場職員は村の顔と言っても過言ではなく、村長の言う安心・安全な村につながると思うに対し、職員の研修機会を増やし、職員自ら自発的、積極的に取り組む環境づくりに努めるとの答弁で安心しました。そこで、このことは大事なことであり、引き続き再質問もさせていただく予定ですが、村長、副村長は職員の仕事に対する危機感などについてどのように教育をし成果が出ているのかを次の機会に質問させ

ていただくので、よろしく願いして終わります。

○千福議長 第5番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 議席3番、日本共産党服部幸令です。議長通告に基づき2問質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、本村の子育て支援政策は、について伺います。3月2日の総括質疑で質問しましたが、改めて本村の子育て支援について伺います。

本村でも国の支援を受けて出産・子育て給付金で計10万円が支給されることは喜ばしいことでもあります。ただ、現金も必要ですが、ほかの支援も当然重要であると考えます。2023年1月23日の議員協議会で健康課から伴走型相談支援で必要に応じて妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施するとの説明がありましたが、具体的にどのような支援を行っているのか伺います。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 服部議員のご質問に答弁申し上げます。

伴走型相談支援の具体的な支援といたしましては、妊娠届出時には母子手帳及び妊婦健康診査の受診券の交付、出産応援ギフトの申請案内、妊娠期の過ごし方を記載した子育てガイドをお渡ししているほか母親学級、両親学級の実施や電話相談、妊婦訪問を行っております。また、妊娠8か月時には産後健診の受診券の交付、産後ケア等の案内を、さらに出生後は予防接種や乳幼児健診、子育てギフト申請の案内や新生児訪問、子育て支援ヘルパー派遣、療育支援訪問を行っているところです。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

要望をお願いします。

伴走型支援の具体策がよく分かり、本村の子育て支援が理解できました。ただ、予算特別委員会で他会派の議員から子育て世帯への紙おむつ支給についての質問がありました。また、子育て世代からは紙おむつ支給の再開を望む声もありますので、子育て支援の一環として前向きに再検討していただけるよう要望します。ありがとうございました。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目としてふるさと納税の取組について伺います。

2023年1月23日に地域活性化起業人となったぐるなびの従業員が千早赤阪村役場の南本村長を訪問し協定式を開催したとの新聞報道がなされました。協定の中にふるさと納税返礼品の開発に関することが明記されています。返礼品の開発によってふるさと納税の税収増や村おこしにも期待が持てるよい政策だと考えられます。地域活性化起業人ぐるなびの新たなふるさと納税返礼品の開発はどのように進んでいるのか、またその他の村の活性化事業などにどのように関わっていくのかを伺います。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 ふるさと納税の取組についてご答弁を申し上げます。

地域活性化起業人制度は大阪府内では本村が最初に取り組んでおります。株式会社ぐるなびとの協定は1月に締結したばかりであり、現在新たなふるさと納税の返礼品を開発すべく村内各所を回り事業者や生産者へのヒアリングを行い、現状分析をするとともに地域産品の掘り起こしや情報発信ツールの検討など精力的に取り組んでいただいているところでございます。今後一定の成果がまとまった段階でその他の活性化事業も含めまして報告をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。一定の成果がまとまった段階で報告をさせていただくと答弁だったんですが、地域活性化起業人との契約は約半年で6月までと聞いています。残り3か月しかないんですが、一定の成果が出せるのか再度伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 現時点におきまして返礼品に関する新たな業者との協議が進んでおりますが、いずれにしましてもまとまった段階で報告させていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 確かにまだ始まって間もない取組ですので、なかなか成果が形になってあらわれることはないと思うんですが、そこで契約期間の延長はどのように考えているのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 同制度の期間につきましては6か月以上3年以内となっているところであります。期間の延長につきましては、6月までの実績を踏まえまして検討協議をしてみたいです。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。ぐるなびの従業員との協定はメディアでも大きく取り上げられたことから村民の皆さんからの期待は高まっていると思われまます。また、今回の取組が成功しふるさと納税による税収入が増えれば、1問目で質問した子育て支援の一助や、またほかの住民サービスの向上にもつながると思われまますので、今後よい報告が聞けることを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございまます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には令和5年度当初予算案をはじめとする議案につきまして22日間にわたりそれぞれ慎重にご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。全ての議案においてご承認をいただきましたこと、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、国では子どもや子育てに関わる政策を推進するこども家庭庁が4月1日に発足されています。将来を担っていく子どもたちが心身ともにより健康に育ち生きていける社会になっていくために村においても子ども政策の推進に努めてまいります。

この頃日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる季節となりました。議員の皆様方におかれましては健康に留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈願申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和5年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後1時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 徳 丸 初 美

議 員 田 村 陽